

平成18年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成18年6月15日(木曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 出席議員(35名)

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸口	真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井	徹	議員
	14番	渡辺	宏治	議員
	15番	田中	好望	議員
	16番	野本	征清	議員
	17番	佐藤	勝	議員
	18番	谷内	司	議員
	20番	熊谷	吉正	議員
	21番	渡辺	正尚	議員
	22番	栗栖	賢一	議員
	23番	東	千春	議員

24番	宗片	浩子	議員
25番	野々村	勝	議員
26番	中野	秀敏	議員
28番	村端	利克	議員
29番	川村	正彦	議員
30番	福光	哲夫	議員
31番	斉藤	晃	議員
32番	武田	利昭	議員
34番	三宅	幹夫	議員
35番	小野寺	一知	議員
36番	大久保	光義	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	矩康
書記	間所	勝敏
書記	久保	子美
書記	佐藤	葉子
書記	開発	恵美

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
助役	今	尚文	君
助役	小室	勝治	君
総務部長	石王	和行	君
生活福祉部長	山内	豊	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	松尾	薫	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	関下	富士夫	君
教育長	藤原	忠	君
教育部長	今	裕	君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長	中尾裕二	君
市立大局学	森山良悦	君
事務局長		
監査委員		

---

○副議長（堀江英一議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

---

○副議長（堀江英一議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 駒津喜一 議員

31番 斉藤晃 議員

を指名いたします。

---

○副議長（堀江英一議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市の保健福祉施策について外2件を、渡辺正尚議員。

○21番（渡辺正尚議員） おはようございます。議長から指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問してまいります。理事者の皆さんには昨日のようなことのないように簡潔な答弁を求めておきます。

まず初めに、当市の保健福祉施策についてです。今回は、2点について伺います。1点目は、障害者自立支援法が4月1日より施行されました。厚生労働省のパンフレットでは、障害施策が大きく変わり、一層充実されると書いてありますが、これまでどおりのサービスは受けられるのか、定率1割の利用料はとて払えないなどの声が障害を持つ人やその家族の中で広がっているとお聞きしています。市長は、市政執行方針の中で本年度中に名寄市保健医療福祉推進協議会において障害者などの方々のニーズや意見を反映させた第1期計画の策定を進め、これからの障害者福祉施策推進の基本とする考えでおりますとおっしゃいましたが、現状はどうかをお知らせいただきたいことと、今年度中にでき上がる障害者福祉計画ではどのような施策を講じるおつもりなのか、市独自の軽減措置も必要であると思いますが、理事者

のお考えを伺いたいと思います。

次に、介護療養型医療施設である名寄東病院では、療養病床60床、介護病床45床の合計105床があるわけですが、5年後に介護病床を廃止するとお聞きしました。介護保険制度が施行されてから数年でどのような状況変化があったのでしょうか。納得のできる説明を求めます。

次に、公共施設の維持管理について2点伺います。御案内のように名寄公園はミズナラの原生林や桜の木、ハルニレの木と人工林を組み合わせた古くから市民に親しまれている森に囲まれた公園であります。池の周りに古くからしだれ柳がありますが、市民からはこんな声が出ています。大分傷んできていて、腐って穴があいて、木の後ろから見ても池が見えるよ、早く対策をとらなければ大変なことになると思うということでしたので、公園に見に行ってみてまいりました。素人の私から見ても非常にひどい状況でした。早急な対策と将来を見据えた計画が必要と考えますが、お考えをいただきたいと思います。

次に、森林の管理と整備について伺います。森林は、動植物の生息環境であると同時に水源涵養、大気浄化、土砂流出防止などの公益的な機能を有しております。また、自然との触れ合いの場の提供や生活環境の保全、保健休養などを考えたときには森林の管理と整備が欠かせないと思っております。そんな観点から今回はカラマツ人工林に絞って何点かお伺いします。

一つ目に、市や市民の財産である市有林の現地調査と間伐などの整備は定期的に行われているのかを伺います。

二つ目に、市民からの情報では、民有林か市有林かわからないが、間伐の行われていない人工林が見受けられる。本数密度が高いため樹冠の成長に支障を来しており、このままにしておく樹冠の枯れ上がりが著しくなり、カラマツ単木そのものの成長がおくれ、森林全体の成長に大きな影響が出ると言われました。市有林であれば当然担当

の部署で計画的に調査、整備をしていると思いますが、民有林であっても所有者に間伐などの適切な指導をすべきと思いますが、現状の実態をお伺いいたします。

三つ目に、間伐整備などをしないでそのままにしておくと、カラマツ人工林の美観を失うばかりかカラマツそのものの価値の低下が起きますし、先達の造林の苦勞を踏まえ、継続的な人工林の育成、義務、責任が行政としてあると思っています。そこで、伺いますが、今後の間伐の考えと森林整備計画などがあればお知らせください。

次に、高齢者に優しいまちづくり支援として、新しい公共交通システムが求められる時代になってくると思います。また、地方自治体にとっては、福祉バスやスクールバスの運営は多大な支出が必要となる重要課題であると思っております。昨年6月と本年3月に質問いたしましたデマンド交通システムは全国で22市町村で実施しておりますし、実施に向けた検討をすべきと考えますが、質問後の検討経過についてお知らせいただくことと、先月の27日に行ったフォーラムでも福島大学の奥山教授がおっしゃっておりましたが、市民が何を求めているか調査する必要があると思っております。1年間このマーケティング調査をして、住民ニーズを把握し、その後ニーズに合った計画を立てるべきであると感じておりますが、御見解をいただきたいと思っております。

以上でこの場からの質問を終わります。

○副議長（堀江英一議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） おはようございます。渡辺議員から大きく三つの御質問がございました。1点目の名寄市の保健福祉施策につきましては私から、2点目の公共施設についてのうち（1）の名寄公園の維持管理については建設水道部長から、（2）の市有林の維持管理については経済部長から、3点目の新しい公共交通を計画するにはにつきましては総務部長からの答弁となりますので、御了解をいただきたいと思っております。

それでは、（1）、障害者自立支援法の施行における弊害についてお答えをさせていただきます。最初に、障害者自立支援法について経過を申し上げます。平成15年4月から身体障害者、知的障害者に対するサービスの提供方法は、支援費制度に移行し、利用者本位の考え方が明確にされましたが、精神障害者は支援費制度の対象外になっており、利用状況が把握できないことから、予算の確保が困難である等大きな課題が残りました。このため国では、一つには障害者の福祉サービスの一元化を図る、二つには障害者の自立を支援する施策体系を構築する等を柱とする障害者自立支援法を制定し、平成18年4月1日から施行したところでございます。

この障害者自立支援法の実施に当たっては、本法に基づいた障害福祉計画を新たに定めて必要なサービスを提供するとしており、計画に盛り込む事項として国が示しているものは、各年度におけるサービスごとの必要量の見込み、サービスごとにおける必要量確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項、その他障害者福祉サービスや相談支援の提供体制に関し必要な事項となっております。名寄市では平成18年度中に本計画を策定し、新体系によるサービスの提供を進める予定としております。従来障害者福祉サービスについては、在宅サービスと施設サービスとに区分して提供してはりましたが、新たな制度による総合的な自立支援システムでは、介護給付や自立支援医療などを含む自立支援給付と相談支援や地域活動支援センター事業などを含む地域生活支援事業の二つに大別されます。基本的には現行のサービスはすべて含まれることになっております。したがって、利用手続は変更になりますが、現在利用される方々に対してサービスが受けられなくなるようなことはございません。

利用料につきましては、支援費制度では国が定めた徴収基準額表により利用者の収入に応じて支援費の一部を負担するという応能負担方式であり

ましたが、新たな制度ではサービスの費用をみんなで支え合うという観点からサービスの利用量と所得に応じて負担する方式へと変更になりました。具体的には利用料の1割負担の定率負担と施設利用者については介護保険制度や医療制度と同様に食費、光熱水費の実費を負担する方式が導入されたところでございます。しかしながら、国では利用者の多くが障害年金収入のみ、あるいは低額な稼働収入であることから、いわゆる低所得者に対して軽減措置が講じられております。

軽減策の一つには、定率負担に対しては所得に応じて生活保護世帯につきましてはゼロ円、家族が市民税非課税世帯で、利用者本人が80万円以下の収入の低所得1については1万5,000円、市民税非課税世帯の低所得者2については2万4,600円、一般については3万7,200円と月額負担額の上限が4区分に設定されております。利用者の預貯金がさらに一定額以下であれば定率負担額も軽減され、利用者の負担も軽くなるよう配慮されております。

軽減策の二つには、食費、光熱水費の実費負担に対して施設によって金額は異なりますが、低所得者には補足給付として軽減をする方法も講じられております。ほかにも期間が限定されておりますが、社会福祉法人等が軽減を行った場合の公費助成もあり、ただいま申し述べましたように低所得者に対してはさまざまな利用者負担の軽減策が講じられております。

国では、3年後において制度見直しをする際に再度利用者負担についても見直しをする予定としておりますので、現段階では市独自の軽減策を講ずることについては少し推移を見守る必要があると考えているところでございます。

新たな制度による本格実施は、本年10月からであります。既に障害者自立支援法は4月に施行されておりますので、利用者や関係団体等に対して周知を図り、効率的な利用がされるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、東病院の今後について御質問がございました。名寄東病院につきましては、今さら申し上げるまでもなく、当地域の高齢化社会に対応するため、慢性期の患者の受け入れ施設として平成15年12月から国の移譲を受けて、上川北部医師会で運営をしてきております。当院は、開設時から介護療養型医療施設として60床の介護ベッドの指定を受け、介護認定者の入所に貢献をしてきております。しかし、厚生労働省は、介護保険財政の安定を図る目的から、介護療養型医療施設については介護、医療の役割分担を明確にする上で、平成23年度末で同施設を廃止するという医療保険制度改革関連法を今国会に提案し、昨日の6月14日に同法案が可決成立いたしました。今後厚生労働省は、新たな地域ケアの受け皿の整備に向け、地域ケア整備指針を策定し、来年夏までに都道府県単位の地域ケア整備構想を策定していく予定となっております。

東病院の平成17年度のベッド利用状況を申し上げますと、介護ベッド60床につきましては92.7%、医療ベッドにつきましては94.4%の実績となっております。東病院としては、介護ベッドが廃止という事態になったといたしましても、保険の適用が介護保険から医療保険にかわる事務手続だけで当面医療費に大差がなく、引き続き入院を継続していただくものと説明を受けております。

なお、今後の東病院の運営方針につきましては、療養型病床の関係ではさきの地域ケア整備構想を見据えてまいることになりますが、一方では厚生労働省との基本協定及び財産譲渡契約等の譲渡条件の遵守とこのたびの介護ベッドの廃止の関係が出てまいりますので、厚生労働省との協議に努め、運営協議会や運営委員会において中長期的な計画を早急に策定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目2番

目、公共施設管理についてお答えを申し上げます。

1 番目の名寄公園の維持管理についてお答えを申し上げます。名寄公園は、市街地に隣接してミズナラの原生林など樹林の自然に恵まれていることから、多くの市民に親しまれております。池周辺の樹木につきましては、樹齢が100年を超える古木が多く、現在では幹の空洞化や勢いが衰えている木も何本かありまして、将来に向けましては補植が必要な状況であります。商工会議所の運輸部会におかれましては、平成12年度からミズナラの植樹奉仕を毎年続けていただいております。市におきましても状況を見ながら、補植に努める考えているところでございます。

このほか公園内には何枚かの看板があるわけですが、特に古くなっております看板といたしましては名寄公園千鳥ヶ池の浮島に設置されておりますかっぱ洞におりました河童大明神の由来を記した看板が池の北側にあります。設置から既に20年ほど経過をいたしております、腐食が進んでいる状況となっております。この河童大明神につきましては、現在別の場所に保管されております、看板の更新につきましては場合によりましてはもとの名寄かっぱ村の皆様方に御相談をさせていただきながら、今後のありようにつきまして検討させていただきたいと、このように考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 引き続き（2）番でございますが、市有林、カラマツの維持管理についてお答えを申し上げたいと思います。

近年環境に対する意識の高まりから、森林の有する多様な公益的機能が見直されつつあります。反面林業、林産業を取り巻く情勢は厳しく、依然として森林整備を手がける所有者は減少の傾向をたどっております。新名寄市における森林面積は、3万3,515ヘクタールとなり、名寄市総面積の63%を占め、市有林の面積では2,486ヘクタ

ール、占める割合7%でございますが、そのうちさらにカラマツの人工林の面積につきましては150ヘクタールでございます、カラマツに占める割合は6%となります。当市における市有林の管理では、無立木地の解消を図るため植林、下刈りなどによる保育、良質材の生産を図るために間伐、枝打ちなどを行っているところであります。

一つ目に、市有林の現地調査につきましては、巡視業務として名寄市森林組合に委託をし、定期的に森林内を調査しております。また、間伐の整理につきましては、樹種としてトドマツ、天然林、アカエゾマツ、カラマツを年次計画で実施していることから、カラマツ人工林の間伐は15年以降実施をされておられません。

二つ目に、森林所有者に間伐などの適切な指導をしているところであります。名寄市森林組合が森林整備を積極的に進めるため、指導員が森林所有者への個別指導を行うようお願いしているところでございますけれども、間伐を適切に指導しているかとの御指摘でございますので、いま一度関係者と話し合いを進め、対応していきたいと考えているところでございます。

三つ目の今後の間伐の考え方でございますが、現在あるカラマツ人工林は伐採、間伐の整備を行っておりますが、補助事業の採択基準は林齢が11年から35年までとなっております。今後の森林づくりを推進していく上で、森林の多面的機能の発揮が強く求められている中、風連町森林組合を中核森林組合として位置づけをし、市有林ばかりでなく民有林も含め、造林、間伐、皆伐などの整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、森林整備計画ですが、成熟しつつあるカラマツの人工林資源を活用するため作業路網の整備、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進することとしております。森林の公益的機能を総合的に発揮させるため、皆伐の抑制、成林可能な無立木地の解消、また景観の維持向上を図り、森

林との触れ合い場として整備を進めてまいりたいと考えております。今後とも森林の有する各機能の充実を図るためにも森林整備に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

**○副議長（堀江英一議員）** 石王総務部長。

**○総務部長（石王和行君）** 私からは、大きい項目の3点目、新しい公共交通を計画してはについてお答えをさせていただきます。

渡辺議員には旧名寄市におきましても2回にわたってデマンド交通システムについて御提言をいただいているところでございます。これからの高齢化社会において公共交通は日常生活のかかわりの中でますます重要になってくると認識をしているところでもあります。デマンド交通につきましては、ITシステムを利用し、自由な時間に自宅の近くで利用できる利点があり、地域の実態に合った新たな交通システムとして注目を集めており、私も先進地の情報収集などの取り組みとともに、バス会社にも意見をお伺いしながら、内部で検討してまいりました。現状の中では広域で走る乗り合いバス事業者に対しては国、道、市町村が役割分担しながら、生活交通路線として維持確保しているわけであり、この制度の維持にも影響が出るものと思われまます。また、既存バス路線を含めた交通体系への影響なども考えられます。さらに、風連地域の公共交通につきましては、土別のバス会社や地元の観光バス会社も参入している状況となっております。今後は、これらの整合性をどのように図るか、また既存バス、ハイヤー会社の経営上の問題と絡まってくるなど、課題も多いわけでございます。

このような中で、5月に開催されました名寄市、美深町、下川町、1市2町の新たな公共交通を研究する議員有志の会主催のデマンド交通システムについての意見交換会や講演会に関係市職員も参加させていただきました。福島大学の奥山教授から高齢社会のまちづくりとまちタクシーの役割と

題し、デマンド交通システムについて講演をいただき、福島県小高町を初め先進地の事例を学ばせていただいたところであります。

マーケティング調査を行うべきではないかとの御質問でございますが、新市の誕生に伴いまして名寄地域、風連地域を合わせた全市的なバス運行につきましては、主な公共施設を結ぶなど、より多くの市民の方々に利用していただけるようルート調整及び検討を行う必要があると考えているところであります。そのために市民並びに関係機関を交えて、専門的立場から御意見をいただくとともに、新総合計画策定の部会の中で協議をいただき、利用に即したバスの運行に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○副議長（堀江英一議員）** 渡辺議員。

**○21番（渡辺正尚議員）** それぞれ答弁をいただきましたけれども、再質問をいたします。

今総務部長の答弁では、どう聞いていても先入観を持って検討するというような形に聞こえますから、それでは前に進まないというふうに思うのです。市民の声を聞いて、徐々に進めていきながら、地元の業者はどういうふうに生きるべきかということを途中で考えても遅くはないというふうに思うのです。実際にはそういうふうにならないと思いますので、ぜひマーケティング調査、市民ニーズはどこにあるのかということは調査するだけでもしていただきたいと思っておりますけれども、お考えがあればお願いします。

**○副議長（堀江英一議員）** 石王総務部長。

**○総務部長（石王和行君）** ただいま再質問いただきました。ただいまの答弁で非常に消極的でないかというふうなことの御質問かなと、このように思っております。私も前に進めるための検討をしたいと、前向きな検討ということでありまして、渡辺議員が2度、今回で3度の御質問の中で、まさしくこれからの高齢社会におけるデマンド交通、

これは非常に公共交通とあわせて重要な交通機関であるという認識は同じ認識を持っておりまして、決して意向調査をしないと言っているわけではありません。するまでの過程の中でいろいろな課題があるということを何度かさきの議会でもお話をしている部分がございます。

一つには、公共交通機関との国、道、市の乗車密度に対する補助金の関係が大きな部分で1点あるのかなというふうに思っておりまして、まさしく生活バス路線が市独自のバス路線で運行しているということであれば、それらを計算外にしてすぐにいけるという部分があるかというふうに実は思っております。非常に高齢社会の中で効果があるデマンド交通という認識に立って、今後検討していきたいということでありまして、新総合計画の中で交通の関係の中で広く専門的な意見なり、議員の皆さんなり、市民にもデマンド交通のよさはもうはっきりしています。私もそう思っております。だけれども、ほかの公共交通機関等々今言ったバス会社なり、ハイヤー会社なり、それらも含めたことでの総合的なこともひとつしっかりと理解をしていただく中でデマンド交通のあり方を考えていきたいと。そして、意向調査をして、さらにシステムの開発をどうするか、事象検証の実験をすると。福島県の例を見ますと、おおむね3年ぐらいかかっているみたいです。いずれにしましても、前向きに検討するということでの答弁ということで受けとめていただいて、今後より研究をしていきたいというふうに思っておりますので、マーケティング調査をしないということではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） では、ぜひ市民ニーズはどこにあるのだということで、マーケティング調査を進めていただきたいと思っております。

次に、カラマツの方に行きますけれども、当市で行っている森林整備地域活動支援交付金事業というのがあると思うのですが、これは民有

林に交付金で支援するという事業だと思うのですが、けれども、森林の現況調査ですとか実施区域の作業、歩道の整備など森林所有者を支援する制度だと理解していますけれども、どれぐらいの割合で利用されていますか。お知らせください。

○副議長（堀江英一議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 割合の部分についてお尋ねをいただきましたけれども、森林整備地域活動支援交付金事業でございますが、これにつきましては平成14年に創設されまして、18年までの5カ年計画というふうに承知をいたしております。

内容をちょっと申し上げますと、交付金の額として交付条件を満たす森林につきましてはヘクタール当たり1万円を交付されるというふうに理解をしております、そのうち負担割合につきましては省略いたしますけれども、交付税措置がされるというふうに承知をいたしております。

この事業に該当しております17年度の受益の分について申し上げますと、施業計画の数では旧名寄市では18団体、旧風連では12団体、合計30団地でございます。それから、積算面積、積算の森林面積でございますが、旧名寄では、端数ちょっと申し上げますが、2,151ヘクタールほどございます。旧風連では1,961ヘクタールほどございます。合わせまして4,112ヘクタールぐらいでございます。私有林で1万2,556ヘクタールに対しまして約33%ほどが交付金の対象となりまして、森林所有者による森林施業に不可欠な森林の現況調査、あるいは歩道の整備などを行っているというところが実情でございます。

以上、申し上げます。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 地域の資源ですとか将来を心配した市民の声ですとか情報についてどう対応するのか具体的にお答えいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 手間本経済部長。



○経済部長（手間本 剛君） 森林の多面的機能ということで先ほどお答えさせていただきましたが、水源涵養から始まって憩い等々、森林の持つ機能というのははかり知れないものというふうに承知をいたしてございます。御案内のとおりCO<sub>2</sub>、京都議定書の中でもそうですし、そういった多面的な機能を今後も森林が有しているものは大きいというふうな認識を持っておりまして、それでただ先ほどお話の中にありましたように、御案内のとおり森林の木材市況が低迷をしております、森林を植林あるいは間伐等々の手入れをすることについては市民の皆さん方含めてなかなか進まないのかなという感じをしておりますが、今後とも引き続きそういった市民の方々に市有林はもとより民有林も含めて森林の機能をPRをしていくと同時に森林組合、今度森林組合が合併をして上川北部森林組合というふうになりますものですから、そちらの方とも十分連携をとっていただきますし、あわせて森林整備計画につきましましてはかつては風連町で持っていましたし、それから旧名寄市でも持っていました。これらにつきましても、この8月を目途に上川支庁の方から指導を受けて、そして森林整備計画の再整備計画をつくるというふうな手はずになっておりますので、その中にも織りまぜて、森林の有機的な整備に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、申し上げました。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 私から言うまでもないのですが、林業政策の実施というのは長期的な視野に立った将来像を見きわめ、少しずつでも計画的に進めないと、カラマツに限って言ってもカラマツそのものの価値の低下ですとか、カラマツ人工林の美観を失いかねませんので、計画的に進めていただくようにこれは要望しておきます。

建設水道部長からは、しだれ柳の答弁をいただ

いていないのですけれども、名寄のしだれ柳というのは公園の景観に合っていると思っております、自分たちが現職のうちに何もしなければよいと思っているわけではないと思いますので、ぜひ将来展望を持った計画ですとか、実施を要望しておきます。

それと、河童大明神の由来と書いてある看板がありました、質問していないのに答えていただきましたありがとうございます。これも昨日見てきたのですけれども、説明を書いている部分がさびびて非常に見づらいことと景観を壊している状況です。大きなさびが5カ所、小さなさびも8カ所あり、説明の後には1986年7月吉日と書いてありました。約20年も前からそこに置いてあるとして、途中で修復しているかもしれませんが、非常に読みづらいような、さびびで見えなくなっているものですから、早急にそこに河童大明神のそういうものがなければ撤去した方がいいと思いますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。障害者自立支援法の施行における弊害についてというふうに言いましたけれども、いろいろまだ始まったばかりで皆さん御苦労されていると思いますけれども、市独自の軽減策というのは今のところ考えていないとおっしゃいました。何が変わったかということは市民の声としてあるのは、3月までは入浴サービス、週に2回の入浴サービスが障害者の方は送り迎えがあったのに4月からなくなったと。来たら入れてあげますよと変更になったというのは御存じですか。

○副議長（堀江英一議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今回の制度の主な改正につきましましては、要介護1の部分につきまして二つに分かれまして、軽い部分について制度の見直しがあったというふうに理解をしております。私自身の中で今の制度の二つの差について私自身としては認識しておりませんでした。申しわけございません。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 実際に利用している方から聞いたので、これが事実なのです。3月までは迎えに来てもらって、入れたと。今は総合福祉センターに来てくれたら入れてあげますよというサービスに変わったと聞いていますので、ぜひそれは社会福祉協議会の方にも打ち合わせをして、きちっとした対応をしてほしいと思います。

それと次に、募金会から寄贈を受けたリフト車というのは現在どのように使用されているか御存じですか。

○副議長（堀江英一議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 済みません、その件に関しても情報を持っておりません。

○副議長（堀江英一議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 共同募金会からのリフト車につきましては、従来からあるリフト車が経年経過経て古くなったということで、共募を通じてこのたび購入をしたということでありませう。それらについては、今までと同様な扱いの中で利用させていただいているということでございます。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 私が聞いた話では、共同募金会から寄贈を受けたリフト車は、現在ヘルパーの方の移動手段として使用されているとお聞きしていますが、事実ですか。

○副議長（堀江英一議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） それは、新しく購入した共同募金会のリフト車という意味でしょうか……。新しいリフト車につきましては、デイサービス等の利用する方々での送迎に使用するというのが目的でありますから、そのようなことがあればこちらの方で精査をしていきたいというふうに思っております。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） きちっと調べていただいて、車いすに乗っている方から聞いた話ですから、私もきちっとは確認していませんけれども、

リフト車というのは募金を受けた目的というのはリフトを利用してくださいということで、募金会というのは車いすなどで移動困難な方たちが有効利用してくださいという気持ちで寄贈していると思いますし、寄贈目的から外れている使用がされているのではないのでしょうか。私の理解は間違っていますか。

○副議長（堀江英一議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） リフト車の目的は、当然デイサービス等に通う利用者が使うということが本来の目的でありますので、それを逸脱するということは私どもも考えておりませんので、なお精査をさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 古かろうが新しかろうが、リフトが使えないという状況であれば、それは移動手段として使うのも構わないと思いますけれども、実際に身障者の方々が困っているのにリフト車を古かろうが新しかろうがヘルパーの方の移動の手段に使っているというのは私は納得できません。名寄市は、障害者、高齢者などの弱者に優しいまちづくりをすべきというふうに考えますけれども、市長の御見解をいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 障害者等の支援については、国の仕組みが順次変更になるというようなことがありまして、利用者におきましては恐らくそういう変更の前後につきましては情報の十分に伝達が行われていないという向きもあるのかもしれませんが、そのことが利用者から変更のあることに対する不信等につながっているのではないかと、こんなふうに思っております。現在こうした一連の支援策につきましては、福祉事務所、そして実施部門では社会福祉協議会と連携をとりながら進めておりまして、十分でない御指摘かと思っておりますが、しっかりとした連携をとりながら、特に障害者に優しい対応ということについては一昨

日からの指摘もいただいております。私どももそうしたハンディのある方に対する支援策というものをしっかりとっていききたいと、こんなふうに考えております。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 生意気なことを言うようで申しわけないのですが、まちづくりの基本というのは市長が常々言っている住んでいてよかったと思えるようなまちづくりではないでしょうか。それは、弱者に優しいまちづくりであり、担当職員の方の思い込みや主観的な考えではなく、客観的な考えでとり行われるべきであると思います。加えて障害者の方たちや高齢者の方たちの気持ちになって福祉政策は行われなければいけません。今の現状はおかしいわけですから、今後の福祉政策についての考えをいま一度市長にお知らせいただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） きょうの新聞にも出ておりましたけれども、日本の医療をどのように将来的に持続的な制度として安定をさせるのかということが国会で法案を含めての議論がございました。これは、高齢者の医療ばかりでなくて、少子高齢化という関連をした政策の展開というふうに私は受けとめておまして、必ずしも全国民が望む方向に財政上の規制も含めていっていないと、こういう実感として受けとめをしておりますけれども、しかしこれもまた現実対応をせねばならないという国の、あるいは地方自治体の責任があるわけがございます。そうしたことを心にしながら、特に弱者に対する地方自治体の置かれている環境の中での精いっぱい取り組みをしていきたいと、こんなふうに思っています。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 国が行った介護保険制度ですとか障害者自立支援法が厚生労働省側から出てきて、制定しましたけれども、十二分な検討協議がされていないように思っています。担当

の職員の方から見て、今現状どう思われているかお答えいただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 今渡辺議員御指摘のとおり、今保険に限らずいろんな制度が国で制度改正をされておりますけれども、その改正の速度というのが急激過ぎるといいますか、その内容も現場の方におりてくるのが本当に制度が施行される直近まで決まってこないといったような状況もございます。そういった意味では、現場の職員もいろんな情報を得るべく近隣にも聞いたりしているわけですが、なおその中身について正確な情報が得られないといったこととございます。こういったことで、その制度に十分に自治体がついていけないというのも事実でありますので、今後はそのようなことがないような十分な準備といえますか、そんなことで対応していければというふうに思っております。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 1種の1級と2級の障害の方には年間48枚のタクシー券が渡されておりますけれども、今の話が、リフト車を使わないのであれば、倍の96枚ぐらいの支給をしてもいいのではないかとこのように思っておりますけれども、どう思いますか。

○副議長（堀江英一議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） ハイヤー利用の関係と先ほどのリフト車とは若干利用目的といえますか、違うということで認識しております。デイスサービスに通う方については、先ほどのリフト車を利用してもらおうと。そして、在宅で、例えば病院等に通う方、そういった方に対して交通手段の利用ということでのハイヤー助成をしているということとありますので、それらについても昨年度介護度の高い方につきましては枚数をふやしているという状況にあります。

○副議長（堀江英一議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 山内部長はそうやっ

て言われますけれども、実際に利用している方たちは、冬になって車いすで行けない場合にはタクシー券を利用するわけです。だから、それは見解の相違だと思えますけれども、実際にそのリフト車が有効に利用されないのであれば、きちっと検討して、多く支給する方がいいと思えますけれども。

実際には本当に優しいまちづくりをしていただくということをお願いいたしまして、前回時間が過ぎてしまったものですから、今回ここでお返しして、私の質問を終わります。

○副議長（堀江英一議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

名寄市立総合病院の将来展望と名寄市の医療体制についてを、東千春議員。

○23番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

名寄市立総合病院は、市民病院であると同時に北海道に五つある地方センター病院の一つとして高度先進医療、救命救急医療、さらに地域医療支援を行い、上川北部のみならず宗谷、網走、留萌管内からも患者を受け入れ、まさに北北海道の医療のかなめとして地域に貢献をしております。しかし、相次ぐ医療を取り巻く制度の変更に伴い、徐々に影響を受け、近年は医師不足が地域の医療を直撃し、過酷な条件下での経営を余儀なくされておりますが、充実した医療なくして地域の住みよさを語ることはできません。名寄市立総合病院が将来ともに市民や地域住民から信頼される病院であり続けることが強く求められており、そのためにも将来に向けたさらなる医療体制の充実と自治体病院ゆえの不採算部門も踏まえながらも安定した経営は運営上の両輪であると考え、以下市立病院の将来への展望についてお伺いをいたします。

1点目、上川北部では過疎化が進み、どの自治体も例外なく人口減少が進んでおり、高齢化率も加速度的に進んでおります。充実した総合病院を

維持するためには、地域で一定の人口規模を維持することが必要であり、また高齢化する地域に対応した医療が求められるのではないかと思います。これら人口動態に即した病院のあり方について所見をお伺いいたします。

2点目、救命救急は医療の原点とも言われ、地域住民はいざというときに診てもらえることができる、これは大きな安心につながるものであります。この地域では民間病院で担うことは不可能で、一定の負担の中であっても充実させるべき部分ではないかと思います。救命救急センターの規模が規制緩和によって10床でも可能となり、期待したところでありましたが、医師確保困難などから実現には至っておりませんが、将来へ向けての考えをお知らせいただきたいと思います。

3点目、近年ストレスなどから心のバランスを崩し、自己をうまくコントロールできなくなるなど、うつは心の風邪と例えられ、だれしもがかかる可能性があるとも言われております。そんな中で、この地域における精神科の役割は大きなものがありますが、精神科医師が減少し、診療も制限される状態になっておりますが、医師確保に向けた取り組みについて、また病棟は平成4年に改築工事が行われておりますが、築後三十数年が経過する中での老朽化の状況についてお知らせをいただきたいと思います。

4点目、患者は自分の病気と医療行為について知る権利があり、医療方法についても患者の意見を尊重するいわゆるインフォームド・コンセントが重要視されております。つまり患者が納得して治療を受けるということだと思いますが、患者がより納得して治療を受けるためにセカンドオピニオンを求められることがあります。これは、主治医をかえるということではなく、信頼関係を保ちながら、複数の医師の意見を聞くということですが、市立病院に求められる場合、また他の病院に求める場合の考え方についてお知らせいただきたいと思います。

5点目、特許期間の切れた医薬品、ジェネリック医薬品は、価格が安いことから処方を求める声も次第に多くなっているのではないかと思います。一方で、その安全性には最大の注意を払う必要がありますが、院内処方、院外処方に対する考えをお知らせいただきたいと思います。

6点目、保健所が毎年調査をしておりますこれは平成16年度道北地域保健情報年報にあります主な死亡年次推移分布で、3大死因と言われるがん、心臓病、脳卒中による死亡率で名寄市内のデータはどれも全国平均と大きく変わりませんが、周辺町村のデータは心臓病、脳卒中での死亡率が高く、これは市立病院までのアクセスのおくれが一つの要因ではないかと思っております。これらデータの中で肺炎による死亡原因が全道平均より若干多いようですが、考えられる要因等がありましたらお知らせをいただきたいと思います。

7点目、臨床研修医制度は、平成16年度から開始されました。大学病院での高度専門医療を中心とした研修から多様化する医療ニーズに対応し、プライマリーケアを重視する医師の育成という観点から、基本的な考え方は間違っていないのではないかと思います。市立病院でも研修医を受け入れ、研修プログラムをもとに進めておりますが、新しい制度でもあり、募集、また指導に当たる側としてどのような点に配慮されておられるのかお知らせをいただきたいと思います。また、今後の医師確保に名寄で研修を積んだ研修医に期待をする考えと伺っておりますが、感触についてお知らせをいただきたいと思います。

8点目、高齢化が進む中で、自宅で療養を受けることを望むニーズも考えられ、将来においてどのような体制が望ましいとお考えかお知らせをいただきたいと思います。現在在宅看護支援センターでは、訪問リハビリを中心に活動されておりますが、連携の状況について、また家庭看護者の負担軽減から短期入院への考えもあわせてお知らせをいただきたいと思います。

9点目、看護職員は、看護師資格と準看護師資格を持って職務に当たっておりますが、看護師資格取得者の割合はどのようになっているのか、また規模が近い自治体病院の状況はどのようになっているのか、さらには他の地方センター病院の状況についてもあわせてお知らせいただきたいと思います。さらに、それぞれの生涯年収の概算についてもお知らせをいただきたいと思います。

10点目、患者からの満足度を高めるためには、医療技術はもちろんですが、接遇対応も重要なポイントであり、マニュアルをもって対応されていると思います。人と人との関係は何がベストか答えを出すことは難しいと思いますが、どのような点に留意をされておられるのか。また、それぞれの部署で患者に対する敬称はどのようにされているのかお知らせください。また、新人研修以降の接遇研修はどのように行われているのかお知らせをいただきたいと思います。

11点目、市立病院に限ったことではございませんが、職員の能力を最大限生かすためには研修が重要でございます。多くの情報を持って職務に当たることは有益なことでございます。一部道外への大会等の参加はされているようですが、職員の研修の状況、また今後道外研修を含めた必要性についてお知らせをいただきたいと思います。

12点目、公立病院のほとんどは、地方公営企業法の一部適用を受けて経営されており、名寄市立病院もその例外ではありません。一方、管理者が主体となって人事権を持ち、全部を動かす全部適用を受けて経営する自治体病院もふえております。全部適用では自立的運営が可能となり、経営責任の明確を図ることになり、より広い権限と責任を有する事業管理者のもと一部適用以上の機動性、柔軟性を発揮することができると言われております。全部適用の公立病院は比較的規模の大きい場合が多いようでございますが、名寄市立病院での採用について考えをお知らせいただきたいと

思います。

1 3 点目、地方公務員は給与ベースが決まっておりますから、余り大きなことはできないかもしれませんが、職員の人事考課、例えば医師の医業収入高によってボーナス評価制度を考えるなど、民間的発想を取り入れてはいかかと思っておりますが、考え方をお知らせいただきたいと思っております。

1 4 点目、現在事務管理局は委託、あるいは臨時職員等の採用など管理費の軽減に努めておりますが、事務管理部門のアウトソーシングに対するメリット、デメリットと、その場合おおよそ費用の差額についてお知らせをいただきたいと思っております。また、病院職員も市役所の人事の中で行っており、比較的在職期間が長いのかなと思っておりますけれども、このような形態が望ましいのか、あるいは技術職的なとらえ方から専門勤務でさらに事務系のスペシャリストを育てていくことが望ましいと考えておられるのか、これらの考え方について伺いをいたします。

以上でこの場からの質問を終わります。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） ただいまの東議員の御質問にお答えいたします。

名寄市立総合病院の将来展望と名寄市の医療体制について、（１）、地域の人口減少と高齢化に対応した医療体制についてでございますが、北海道は2005年より人口減に転じており、特に地方ではその傾向は顕著であります。しかし、その一方65歳以上の人口は2025年まで増加するという予測であります。疾病構造には多少変化があっても医療需要の大きな減少はないと考えております。それよりも大きな要因は、今後進むと考えられる地域医療体制の再編であり、その点はいまだ不透明であります。医師の充実、安心、安全で信頼される病院として、また質の高い医療の提供に努め、さらにはエフ・エムなよろやホームページなどのメディアでPRをして、患者の確保を図ってまいります。

（２）、救命救急医療の将来展望についてでございますが、救命救急センター構想はありましたが、医師確保問題、特に循環器内科医師の不足ということで保留になっております。しかし、近隣の医療施設の縮小から救急外来は多忙をきわめており、診療スペースも手狭となっております。何らかの手当てが必要であると考えております。既存のセンターには約1億円の補助が運営資金として出ていますが、10床規模の新型救命救急センターには運営補助金は出ないことになっております。当院は、急性期医療の病院であり、救命救急センターの整備は必要と認識しておりますが、方向性については医師確保のめどが立ったとき一定程度の赤字は覚悟してセンターを設置するか、現在の救急室を拡張して対応するか検討が必要と考えております。

（３）、精神科病棟の老朽化と将来展望についてでございますが、平成18年4月から北海道との人事交流という形で常勤1名、旭川医大の非常勤1名、それから土日の当番医は旭川の圭泉会病院をお願いをしているところでございます。この体制で診療を行っております。3大学の医局にお願いしておりますが、少なくとも旭川医大、札幌医大は医師不足により派遣をすることは難しいと聞いております。最近の新聞の報道にもありましたが、過去5年間で札幌市内の精神科クリニックが1.5倍に増加しており、過酷な労働条件の勤務医から楽で収入の多い診療所へとかわる人が増加の一途であります。現在人的に余裕のある北海道大学に院長が折に触れ医師の派遣要請に出向いておりますが、いまだめどが立っておりせん。

また、改修につきましては、第4次総合計画の中に盛り込まれておりましたが、安定した医師確保のめどが立たない状況にあり、逡巡しております。また、老朽化の状況につきましては、外見からすると大丈夫というふうに考えておりますが、なお精査をしてみたいというふうに考えております。

(4)、セカンドオピニオンに対する考え方でございますが、セカンドオピニオンとは主治医をかえずに他の医師の意見も聞くことを示していますが、患者さんの間では一部紹介状を書いてもらい、他の病院に行くことというふうに解釈されておられる方も多いように思われます。この点については、皆さんに十分な説明と周知が必要かと思えます。当院では、現在医師数などの関係から、いわゆる独立したセカンドオピニオン外来を設けておりませんが、各診療科の診療の中で意見を求められた場合はそれぞれ対応しております。また、他の病院へセカンドオピニオンを求めていかれる場合においても各診療科でデータや資料を提供しております。当院では、診療録の開示についても一定の規則にのっとりつつ積極的に進めており、診療の透明性や十分なインフォームド・コンセントが必要と考えております。

(5)、ジェネリック医薬品の院内、院外処方に対する考え方でございますが、一つとして4月からの診療報酬の改定に伴い、院外処方せんの様式を変更して患者さんの希望にこたえるように対応し、使用の拡大を図っております。二つ目として、現在当院では全国平均値に近い80種類ほどのジェネリック医薬品を採用していますが、院外処方の動きに合わせて、さらなる院内での拡大も考えております。三つ目には、新薬と同等であることは証明されていますが、処方例数、使用年数が少ないのは事実です。当院での採用に当たっては、品質、安定供給、メーカーからの情報提供の3点を重視しております。

(6)、患者の死亡疾病原因に見る課題でございますが、当院の平成17年度の死因は、1位が悪性新生物、56人、2位が脳血管疾患、36人、3位は呼吸器疾患、主に肺炎でございますけれども、34人、4位は心疾患で25人となっております。心疾患が4位であるということは、当院の循環器内科がまだ十分な治療体制にないというふうに考えておまして、他院に行かれていますためと

考えております。肺炎が3位と多いのは、住民の高齢化に主に起因すると考えております。高齢者の肺炎は、体制の整った病院でも死に至る病であります。当院では呼吸器内科医師の確保が課題となっております。

(7)、研修医確保の将来展望と指導医についてでございますけれども、当院では現在当院単独型研修医6名、大学の協力型研修医5名がおります。当院は、平成16年に新臨床研修制度が開始したその以前から厚生労働省の指定する臨床研修病院として登録されていたことから医師教育を重要視しておりました。今回義務化された初期臨床研修は、患者を総合的に審査することのできる医師を養成するためのものであり、全人的な医師教育を目指しております。

当院で特に留意していることは、一つとしては多数の研修医を募集せず、十分な指導が行き届くだけの研修医数として、1学年6名までの研修医としていることです。また、当院が北北海道の地方センター病院であることから、地域医療の研修を重要視した研修プログラムを作成していることとでございます。二つ目として、研修医の指導に当たる指導医は厚生労働省の指定する臨床研修にかかわる指導医講習、プログラム責任者講習などを受講しております。順次該当者は受講の予定であります。三つ目として、各研修医が到達すべき目標に達しているか、問題点はないかなどについて関連の病院の指導医、当院の指導医、当院の各部門の代表者から成る臨床研修委員会において定期的に評価を行っているなどであります。

当院に希望してくる研修医は、地域医療に興味を持っている、または当院のプログラムや病院の姿勢に魅力を感じている、または将来道北の地域で医療をやりたいなどの希望を持った研修医がほとんどであり、今後の医師の確保においてよい感触を持っております。

(8)、在宅医療のあり方と在宅看護との連携についてでございますが、国の施策は在宅での療

養を進めていく方向にあり、今後は患者さんが自宅での療養を望まれるケースがふえてくると思われると思います。患者さんは、退院できる状態になっても自宅での療養に不安があるため、なかなか退院することに同意をされないことも多くあります。訪問看護を行う部署があれば自宅療養される患者さんの不安を軽減でき、退院がスムーズにできると思われまます。現在当院には訪問看護を行う部署がありませんが、将来的には訪問看護を行う部署が必要と考えております。そうすることで在宅での看護も可能になると思われまますし、訪問看護部が地域との連携を十分にとり、在宅療養を進めていくことができると考えております。家庭看護者の負担軽減から短期入院をするという考えではなくて、あくまでも病院での治療が必要であるということが前提と考えまます。負担軽減ということであれば、介護保険を利用して短期入所をするということが妥当と考えております。

(9)、看護職員の資格と状況についてでございますが、6月1日現在、当院の看護職員は264人でございます。看護師が191人、72%、準看護師が75人、28%となっております。また、同規模自治体病院あるいは他の地方センター病院につきましては、例えば市立土別病院では看護師は138名、準看護師は33名、割合は19.3%、市立稚内病院は看護師173名、準看護師26名、準看護師の割合は15%でございます。センター病院でございますけれども、市立釧路病院、看護師が377名、準看護師42名、準看護師割合は10%となっております。それから、同じくセンター病院で市立函館病院ですけれども、看護師が448名、準看護師72名、準看護師割合は16.1%となっております。

生涯収入の概算でございますけれども、当院ではまだ精査をしておらない状態でございます、おおよその額でございますけれども、約2億1,000万円ぐらいではないかと試算をしております。準看護師につきましては、多少賃金格差ありま

すけれども、実務経験年数が看護師より長いということもありまして、生涯収入には大きな差がないというふうに考えております。

(10)、職員の接遇対応についてですが、ここでは看護職員についてお答えをさせていただきますと思います。接遇に関しては、言葉遣い、態度、マナーに気をつけるように指導しております。いつも優しい言葉と笑顔を絶やさずにを目標とし、看護職員には相手の立場を尊重し、相手の立場に立った行動をする、相手を思いやる気持ちを持つ、相手の意見を傾聴することなど、科長会議を通じでお知らせをしております。新人研修以降の接遇研修は、看護部接遇委員会が中心に行っていますが、患者さんとのかかわりをいい接遇と悪い接遇とに分け、ビデオを通した研修会を行い、考える機会にしております。また、院外講師による研修も行っております。委員会のメンバーが数カ月ごとの接遇目標を立て、それをお知らせにして文書で配布しております。また、各部署の委員は、各部署内の接遇がよくなるように日々活動しております。患者さん、御家族から苦情が入った場合は、部署の科長に知らせ、面接を行い、内容によってはプロセスレコードを書いてもらい、自分の行動を振り返り、今後どのようにすればよいかを考える機会にしております。苦情の内容は、科長会議でお知らせして、各部署でも考えてもらうようにしております。また、患者さんをお呼びする場合は、〇〇さんということでお呼びしております。

(11)、職員研修のあり方についてでございますが、当院ではこれまで主に看護部を中心に専門的な研修が頻繁に行われてきました。しかし、病院機能評価において職員教育に関して全病院的な教育計画を管理する部署の必要性が指摘されたのを機に、昨年8月に教育研修を統括する部門として病院教育委員会を設置し、教育研修を行っております。委員会では特に全職員を対象にした生涯教育や時事問題に関する研修に視点を置いて、



これまでに接遇マナーや個人情報保護法に関する研修を行っております。御質問のありました道外研修につきましては、診療部で年間延べ60名、医療技術部においても延べ30名の職員が全国各地で開催される学会に出席し、研さんを深めているところであります。また、本年10月に行われる全国自治体病院学会では診療部、医療技術部、看護部に加え、初めて事務部門が参加し、地域医療支援事業について発表を行う予定であります。

(12)、地方公営企業法の全部適用について。地方公共団体が運営する病院事業には原則として地方公営企業法が適用されますが、同法の財務に関する規定だけを適用する一部適用病院が圧倒的に多く、当院もこの形態をとっております。しかし、地方公営企業法による組織、身分に関する規定を初め、すべての規定を適用する全部適用の病院の数は近年増加の傾向にあります。平成15年度の調査時点では全国の自治体病院1,000病院のうち860病院が当院と同じ一部適用病院で、残り140の病院が全部適用病院という状況になっています。さらに、全国自治体病院1,000病院のうち医業収支比率が100以上の病院は134病院です。このうち全部適用病院が19病院になっております。一部適用病院が残りの115病院でございます。道内での全部適用病院は、中標津病院、市立札幌病院、函館市立病院の3病院ですが、効率的経営がますます強く求められる時代の中で、今後経営手法を検討する場合選択肢の一つと考えております。

(13)、職員の人事考課のあり方についてでございますが、人事考課につきましては病院機能評価においても指摘を受けた点でもあります。また、平成16年に人事院から出されました公務員人事管理に関する報告でも実績に基づく人事管理の推進の中で、新たな評価制度の導入により能力本位の任用を推進し、実績を踏まえた給与処遇を実現することが必要と述べられております。また、平成17年度には給与制度の改革もありません。

しかし、能力主義などの新たな評価制度導入につきましては、市全体で検討すべき問題ととらえておまして、今後の課題として考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

(14)、事務管理部局のあり方についてでございますが、地方センター病院として住民の医療を守っていく上で、当院はさまざまな業種で構成されていますが、経済的、効率的な病院運営を行うためには業務の委託化も必要と考えています。既に機器の保守、施設設備保守、検査業務、院内清掃など、約50件について全部もしくは一部委託化されております。現在は、医事業務の委託についての検討を進めているところでございます。これまでに5回ほど検討会を開催しておりますが、当面医事業務の一部について委託をする方向で、現在その業務の精査を行っているところでございます。今後早い時期に方向を出し、平成19年度から実施していきたいと考えております。

複雑化した診療報酬体系を理解し、レセプトの病名と薬、病名と処置、検査、注射、診療材料、回数、量、日数などなどの診療内容を点検し、いかに誤りのない請求をするかが医事課職員の重要な役割でございます。このためにどうしても専門的にならざるを得ません。したがって、市の職員に比較すると、医事課の職員としての在職期間が長くなっている現状がございます。ただ、専門的な経験豊かなという部分が問われる部門でございますので、専門的になることも仕方がないのかなと、そんなふうに思っています。

それから、医事業務の委託によるメリットですが、1点目は委託開始年度に経費面でのメリットは出ないということでございますけれども、全部委託をすると効果があらわれるという状況でございます。二つ目は、医事課職員の労働環境の改善、恒常的な時間外勤務からの解放と。それから、三つ目には、窓口対応の充実とサービスの向上、それから四つ目にはレセプト請求事務における査定減率の減少が図られる。五つ目には、診療

報酬改定などの最新情報が取得できるという点が  
ございます。デメリットですけれども、一つ目には  
委託職員の個人の能力差、専門性と接遇の面で  
ございます。それから、二つ目には、委託職員の  
地元での確保の難しさという点がございます。

それから、業務の全部を委託した場合における  
経費の差額ということでございますけれども、現  
在正職員は11名おります。これは、全部委託を  
した場合には半数程度になるのかなというふう  
に予想されます。試算でございますけれども、委  
託料が臨時職員の平均賃金程度、290万円に抑  
えられると仮定しますと、職員平均給与は700  
万円との差額、この290万円と700万円につ  
きましては平成16年度ベースの額でござい  
まして、法定福利費を含んでおります。差額410  
万円の五、六名分、2,000万円から2,400  
万円ほど節減になると予想されます。

ちなみに、昨年8月に三つの病院を視察して  
まいりましたけれども、砂川、滝川両市立病院  
では全部を委託した以降1,000万円から1,300  
万円ほど節減になっているということでお伺い  
しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それぞれ端的に、し  
かもわかりやすく答弁をいただきましたので、お  
おむね理解をさせていただきますけれども、さら  
に若干理解を深めさせていただきたいと思いま  
すので、何点かについてお伺いをいたしたいとい  
うふうに思います。

まず、救命救急センターについて御答弁をいた  
だきまして、赤字を確保してやるのか、あるいは  
今の病床を拡張してやるのか、そういった判断が  
迫られるであろうというふうな答弁をいただき  
ました。また、救命救急の場合は名寄に集中を  
しているのだよというふうな話を伺ったところ  
でありまして、やはりこれからもそういった状態  
がさらに加速をするというか、名寄に集中をし  
てくるの

ではないのかなというふうに思っております。そ  
ういった中で、やはりきちっと救命救急セン  
ターを設置して、これは当然名寄市民ばかりで  
はなく、ややもすると士別であるとか、ある  
いは紋別方面であるとか、さらに北の方であ  
るとか、そういったところへの対応というのも  
考えていかなくはないのかなというふうに思  
っております。もしこれができるのであれば、そ  
れぞれの自治体に案分を求めながら、負担割  
合を若干ずつ負担していただきながら、そし  
て名寄市民ばかりではなくて、地域住民の命  
をみんなで守っていくのだ、それを名寄市立  
病院が担うのだというふうな考えから、そう  
いった話し合いというのはできないものかな  
というふうに思っております。まずその点に  
ついて考え方を伺いたしたいと思いま

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 救命  
救急センターにつきましては、近隣の病院非  
常に医師の不足によって当名寄市立総合病  
院に来られる救急患者の方がふえておりま  
す。かつ急性期の方が非常に多いというこ  
ともなっております。院長自身も救命救急  
センターの整備は急務という考え方を持  
っております。

ちなみに、救急車の来院数ですけれども、17  
年度実績で市内、市外合わせて1,382件  
ございます。そのうち市外からも遠くは留  
萌だとかそんなところからも、稚内とか  
非常に幅広く、枝幸方面、それから興部、  
雄武方面、それから幌加内町だとかから  
も来ております。市外から来られる件数  
が618件、45%ほどになっています。こ  
んなことも含めて、今現在医療は、病院に  
ついてはセンター化が図られるという方  
向に進んでおります。現実細かく例出  
して申しわけないのですが、士別の病院  
では医師がゼロになった科目も出てきて  
おります。循環器内科の医師も減ったよ  
うな状況が出ておりまして、非常に士別  
から来る救急患者さんが多くなっており  
まして、脳外科が

多いのですけれども、満床を超えているような状況が今現在あります。そういった救急的な患者さんを取り扱うためには、治療をする、診療するということでございますけれども、やはり救命救急センターの設置は必須なのかなというふうに思っておりますけれども、何しろ今現在試算した事業費なのですけれども、約9億円かかることになっております。9億円でございます。そのうち補助金が約1億3,000万円ぐらいということで、非常に市債だとか単費がほとんどになってきている状況であります。それと含めて、現在大きな赤字が出ているという状況もございまして、それと含めて医師の確保ということが最重要課題というふうに考えています。院長のお話でございますけれども、今救命救急センターには循環器内科の医師は必須ということでございまして、現在2名おりますけれども、やはり5名、6名、7名というような、そんな医師数が必要ということもございまして、鋭意院内では協議をしておりますけれども、いまだ何年度から事業を実施をするという結論は出ておらない状態でございます。

以上でございます。

○副議長（堀江英一議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 事業費が9億円で、補助が1億3,000万円と、補助随分少ないのだなというふうに思いました。思ったより事業費がかかるのだなというふうにも思ったわけなのですけれども、当然医師がいなければつくってもしようがないという部分があるかと思っておりますけれども、これはやはり医師を極力そろえながら、将来前向きに取り組んでいただきたいなと思っておりますので、こういった部分ですとか、精神科の部分に関しましても新しい総合計画の中でのなるべく重要課題として織り込んでいただけるようにちょっと頑張りたいなと思うのと、先ほど申しました名寄ばかりではなくて来ているところが45%地方から来ているというお話を伺いましたけれども、搬送経路は名寄市内であれば直接名寄の市

立病院に来られるわけですけれども、例えば士別市の多寄町であれば一回士別まで行って、もう一回名寄まで来るというふうなことも考えられるでしょうし、これは自治体の枠組みは確かにあるわけですけれども、士別市民であろうが名寄市民であろうが一人の命のかかわり合いでございますので、そういった搬送経路も含めて今後は協議をしていただきたいなというふうに思いますので、こういった協議もよろしくお願ひしたいと求めておきたいと思っております。

次に、看護師職員の皆さんの正看、準看の比率をお伺いをいたしました。名寄の場合は、28%が準看護師さんということで、他の病院から見ると若干比率が多いのかなというふうにお伺いをいたしましたけれども、これらの要因についてどうということが考えられるのか、あるいは今後どういう方向に向かっていきたいと考えておられるのか。さらには、準看から正看に資格を取り直すというか、上の資格を取ろうとされる準看の方の状況ですとか、あわせて認定看護師に1人今挑戦されているというふうに思うのですけれども、そういった方に対する病院としての支援体制、そういったことについてお伺いをいたしたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 準看護師の割合が他の病院に比べて多いという状況についてでございますけれども、これは平成4年度に今の新しい病院になりましてベッド数が、一般病棟でございますけれども、183床から260床になっております。看護基準を満たすということを含めて、看護師を補充したという経過がございます。ただ、その時点ではなかなか求めても来る人が少ないというような状況もございまして、中で任用したという経過がございます。というのは、その当時准看護婦で臨時職員だった人をかなり多く採用しております。それで、その時点では準看護師29名採用しております。この29名が大きく付加になっているということもございまして、

これが逆転して、これが正看であれば率としては準看護師の割合は21%ぐらいでくるのでございますけれども、今後につきましては現在平成8年1月1日で2名準看護師を採用しておりますけれども、その後の採用はしておりませんので、正看しか採用しないということできております。このことは、名寄市立短期大学で看護科を設置したということもございまして、非常に応募が多くなったということがございます。18年度の採用の部分につきましても、7名ほど採用させていただきましたけれども、6名は名寄市立短期大学の卒業生ということになっておりまして、多く当病院に応募をいただいているという現状がございます。

今後は、こういうことで非常に養成機関もふえてきております。それで、輩出される看護師さんの数もふえてきているという状況がありまして、現実の現実うちの方でも18年度は7名の採用でございましたけれども、15名ほど応募がありまして選抜をさせていただいた状況がございます。ちなみに、ほかの病院の例でございますけれども、旭川の市立病院、18年度採用者25名でございますけれども、75名の応募があったというふうに聞いております。まだまだ中央の病院、あるいは地方のセンター病院には応募があるというような状況がございますので、うちの方も基本的には正看を採用していくということで考えております。

それから、通信教育の関係でございますけれども、現在道内、札幌でございますけれども、準看護師が2年間の通信教育を受けて、看護師の受験資格を得るという制度が16年度から発足しております。既に16年度、17年度修学された方は正看の資格を取りまして、18年4月からは正看として働いております。それから、今現在通信教育を受けておられる方、札幌に西野学園でございますけれども、1年生が西野学園に4名、それから道立衛生学院、これも札幌でございますけれども、1名、それから2年生で5名ということで、合計10名の方が当院では通信教育を受けて、

将来正看の試験にチャレンジをするということになっておりまして、この方たちはもう既に行かれた方も含めて勤務免除ということで、給与の支給を受けながら、スクーリングだとか実習を行っている。実習は、当病院で行っておりますけれども、スクーリングに何回か行くという、何日間か、1年次、2年次でそれぞれ日数は違うのですが、延べで50日ぐらいというふうに聞いております。スクーリングは。それで、今後もそういうことでチャレンジする方につきましては、勤務免除でということを取り計らいをしていきたいと、そんなふうに思っています。

それから、認定看護師の関係でございますけれども、現在1名の方が北海道医療大学に参りまして、6月から6カ月間勉強しております。これは、単位を取得すれば日本看護協会による認定看護師資格試験がございまして、その受験資格が得られるということでございます。その資格が得られれば認定看護師ということで、30ちょっとぐらいの方だったと思っておりますけれども、必ず私の病院に戻ってきますと言っておりましたので、勤務免除で修学をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（堀江英一議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 理解させていただきました。

もう一点、先ほどの答弁をいただいた中で、生涯収入についていろいろお伺いをしたのですが、名寄の部分しか把握をされていないということで、正看と准看では勤務年数の関係もあるので、大差がないよというふうなお話を伺ったのですけれども、昨日、一昨日、違う質問をされた中で、人事院勧告の平成17年度の答申の中で、その地域の賃金事情に合った賃金表のあり方をその格差を踏まえながら検討をするというふうな答弁をいただきましたけれども、名寄市立病院の場合は医療職の表の1はありますけれども、2、3と

いうのがないわけでごさいます、今後その平成17年度の人事院勧告に即した給与表を検討するときに、あわせてこのような医療職の給与表について検討されるお考えがあるのかどうなのかについてお伺いをしたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 前段お話がありました昨年の人事院勧告のことでありますけれども、既に地域給の導入ということが入っております、きのうですか、おととい答弁のありましたように、北海道の地域給を一番基準にしております。都市部にはそれに手当てをしていく、上乘せしていくという方法でごさいますから、全国一律の賃金表ではなくなったということでもありますので、御理解いただきたいというふうに思います。なお、その適用につきましては、今年度の早い時期から適用していくということにごさいます。

また、この際医療職の給料表の導入であります。一般行政職を使っておりました当時、市立病院の規模も今ほど大きくなくて、ほとんど一般行政職と同じような立場でいいのではないかとこのように適用させておりました。先ほど報告ありましたとおり、総体人数が看護師だけでももう300近くと、全体入れますと400人近くなりますので、一定程度の規模を持ってまいりましたので、給料表の適用もそれなり考えていかなければならないというふうに思っています。ただ、特徴といたしまして、医療職の給料表は若いときに高く、年をとるに従って落ちついていくと、こういう表でごさいますので、今それを試算してどちらが、先ほど生涯賃金の話も出ましたけれども、どうなのかと、あるいは運用がどうなのかという部分も検討しながら、当然検討の対象になっているということでごさいます。

○副議長（堀江英一議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 理解させていただきました。

それでは次に、地方公営企業法の縛り、一部適

用、全適についてお伺いをしたいと思いますけれども、先ほど人事考課については名寄市全体の中で考えていきたいというふうな答弁をいただいたわけですが、市立病院は市立ではありますけれども、公営企業という名前がついている企業ということでありまして、企業であるからにはやはり企業戦略というのを練って、そして経営を営んでいくというのが私はいいいのではないのかなというふうに思っております。その一つとしては、やはり研修であるとか、そういうのは先行投資として研修はどんどんやらせる、あるいは先ほど御答弁いただいた認定看護師だとか、これらの養成についてもこれは企業として戦略的にやって、病院の価値を高めていくのだと、そして将来の収入、あるいは患者さんの確保に努めていくのだと、こういったことをやはり企業の戦略としてやっていくべきであろうというふうに考えております。それのみならず、やはり機動的な運用をされるためにも、確かに人事を名寄市内だけでやれるかというやれないというふうなお話も伺っておりますけれども、その縛りを緩くして、その病院自体の戦略を立てたときにそれがスムーズにいけるような組織づくりを整えるというのが必要ではないのかなというふうに思っております、その件に関しまして再度答弁をいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、最近全国的に企業の戦略ということを含めて全部適用をしていく病院がふえてきております。ただ、人事権まで踏み込むということになってくるものですから、今一部うちの方の組織の中では医師の部分につきましてはほとんど人事権がない、大学側に人事権があるというような状況でごさいます、その辺がなかなか適用に踏み切れない部分の一つの要因でもあります。

ちなみに、市立札幌病院については、病院自体が医師の募集をして、応募をいただいた方を面接

して採用していると、要するに市独自の採用ということで、大学頼みにしておらない病院なものですから、こういうことも可能なのかなというふうに思っております。ただ流れとしては企業管理者を置いて、どこの病院も今院長が企業管理者になっておりますけれども、そういう方向に将来的には進んでいくのかなというふうに考えておりますけれども、当面全部適用については検討をしております。

○副議長（堀江英一議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 人事権を持つことができるというふうなことになろうかと思っておりますけれども、権利があるから全部それを行使しなくてはいけないのかというと、それはちょっとどうなのかな、しなくてもいい部分があるのなら、その部分はしないで、違う部分で運用がうまくできるのであれば、私はそれでいいのではないのかなというふうに思っております。病院機能評価の中の指摘がありました、答弁でもいただきましたけれども、やはり人事考課をしっかりと練っていくべきであるというふうな答申もいただいております。それは、やはり市とあわせてやるということになるとなかなかできづらい部分がある、こういったことからやはり全部適用というのを一度しっかり研究をしてみたいなというふうに思っておりますので、これはそのように求めておきたいというふうに思います。

それでは、接遇について若干お伺いをしたいと思いますけれども、まず敬称についてはすべてさんづけで呼んでいるというふうにお伺いをしましたけれども、例えば受け付け業務とかでありましたら、様をつけてもいいのかなというふうに思っております。これは、何を軸にして考えるかというと、人と人とのまず距離感、あるいは接する長さ、そういったものである程度はかってもいいのではないのかなと思うのです。ですから、看護師が直接身体に触れながら、様づけをするのは私はちょっといかがなものかと思っておりますけれども、遠

い距離にある場合には、呼び出しをかける場合には例えば様ですとか、そういった距離をもって様が適しているのか、あるいはさんが適しているのか、そういったことも一度検討をしていただきたいなというふうに思います。お考えをちょっとお聞かせをいただきたいと思うのと、もう一点は電話の対応についてお伺いをしたいと思うのですけれども、時間外にやはり電話をかけてこられて、ちょっと診てほしいのだという方がおられると思うのですけれども、そういったときに、医師の都合もありますので、断られることは当然あろうかと思っておりますけれども、単に断るのではなくて、例えばどうなさいましたかというふうに聞いて、それであれば時間外診療でやるとか、夜間の診療もやっていますので、専門ではないですけれども、そちらの方に行ってみてくださいですとか、やはり電話でそういった親切な対応というのもあるべきでないのかなというふうに思っておりますけれども、その2点についてお答えをいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 議員おっしゃられるとおり、患者さんはお客様なものですから、やっぱり様というのでも適当な呼び方なのかなというふうに思っております。実は、市立士別病院では様で呼んでおります。そういうことも視野に入れて、今後院内で協議をしてみたいと、そんなふうに思っています。

それから、救急外来だけではない、電話の対応すべてでございますけれども、患者さんに対する対応の仕方ということについては、やはりサービス業であるということを原点にして対応していただくように強く求めておりますけれども、そのために教育あるいは研修を行っておりますし、御指摘のないように今後も努めてまいりたい、そんなふうに思っております。

それから、ちょっともとに戻るのでございますけれども、救急搬送の関係で、消防の方にちょっとお尋ねを

した点がありますので、お知らせしたいと思いませんけれども、個人が救急隊へ救急搬送の依頼をした場合、例えばうちの病院に、総合病院に来るという場合は、そこの救急隊からうちの病院と連絡、連携をとりながら、直接搬入をしているということに現在はなっているそうです。そんなことでお答えとさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

昼食のため13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

---

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

道の駅店舗建設と規模について外5件を、村端利克議員。

○28番（村端利克議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。同僚議員の同じ質問がございましたので、できるだけ重複を避けて質問させていただきます。

まず、1点目として、新市の南玄関口として道の駅の建設についてをお伺いいたします。経済は厳しく、長い不況の中で、商工業者の方々が各市町村で道の駅建設に取り組んでおりますが、なかなか成功していないようでございます。大変な苦勞をして、経営に取り組んでいるのが事実でございます。風連は、開発局の手によって駐車場ができたようですが、今後は民家の取り壊し、整地が始まろうとしております。トイレの建設も開発でしていただけると聞いております。この駐車場と市の土地などの除排雪をどういう組み合わせをするのか、開発との話し合いがどこまで進んでいるのかお伺いいたします。

また、トイレの建設はいつごろなのか。私は、店舗構想が先ではないかと思えます。トイレや玄関などの位置は店舗構想によって変わると思いま

す。昔からよく言われていることは、建物の位置により住む家の鬼門があるとよく聞いております。最善を尽くして建設計画を立てるべきと思われると思います。今後全体像の建設計画がいつごろまでにできる見通しなのかお伺いいたします。お客様に親しみを持って買い物に来ていただけるような店舗、何度でも来ていただけるような店舗づくりを目指すことが大切だと思います。新市の南玄関口、道の駅の成功のために、全体像を含め具体的な案が示される時期が来ていると思います。この見通しなどを含め、詳しくお示し願いたいと思います。

次に、2点目、風連地区市街地再開発事業についてお伺いをいたします。この件につきましては、旧風連町の一大事業として取り組んでいることは私が申し上げるまでもなくて、一般の市民の方々が関心を持って見ており、大事業であることは申し上げるまでもございません。そこで、行政として取り組むことは何なのか、何が大切なのか考えます。現在までの取り組み状況につきましては、もう既に地権者などが期成会を立ち上げ、話し合われていると聞いております。準備も含め進められていることと思えますが、私は市街地区で一番関心があり、開発事業の一環として取り組んでいただくことは、診療所の存続に基づく改築問題と保健センターの建設、障害者に対する機能回復訓練りハビリ教室を一環とした施設を希望しております。中心市街地に公衆浴場が廃止になったときから、町民の皆さん方が希望を持っていたことが念願がかなうかどうか心配していることも事実でございます。そこで、私は、外観しか見てきませんでしたが、福祉住宅について見てまいりました。もう既に保健センター及び福祉住宅は、近隣町村でできております。剣淵町で福祉住宅が10戸、和寒町でかたくり荘、福祉住宅が9戸建設がなされております。すばらしい施設です。剣淵町の診療所も一体となった場所に建設されております。北部地区に福祉の町風連とも言われている親しまれている町風連ですが、私は本当にそうなのかと

いう疑問を感じている次第でございます。歯医者などの施設はそれなりに整備されておりますが、何と申し上げましても老人の人口が30%を超えており、公営住宅に住んでいる方も半数近くがひとり暮らしで住んでいる状態でございます。公営住宅の建設を見直し、福祉住宅に取り組むことが第一であり、まち並み開発と同時に取り組むべきと考えますが、この再開発事業として地元のJA道北なよろとの協議はどのようになっているのか、農協がどこまで真剣に考えられているのか、具体的にお示し願いたいと思います。中心市街地再開発事業の取り組み方法など含め、全容の御答弁をお願いいたします。

次に、3点目、風連中学校の建設計画と建設時期についてお伺いいたします。何年も前から学校の建設についてはいろいろと議論を重ねてきておりますことは御承知のとおりです。引き続き老朽化が進んでいる中央小学校の建築の時期に来ております。そこで、私はこの機会に小中学校の一貫校として、また道北のモデル一貫校として建設すべきと考えております。教育委員会としての考え方がどのようにあるのかお伺いいたします。

風連町学校校舎建設等検討委員会などが立ち上がり、何度となく協議もされ、答申書が提出されております。その答申書に基づき、どのような検討をされたのか、また今後の取り組み状況はどうか、中学校を先に建設し、後日小学校を建設するお考えなのか。この小中学校の建設の問題について、道北地区として模範的な学校建設をして、道北の夢の持てる学校建設に取り組むべきだと思います。名寄市新市の南玄関口の学校として取り組むべきと思いますが、島市長さん並びに藤原教育長さんにお伺いいたします。

次に、4点目に、北海道立風連高等学校の存続についてお伺いいたします。風連高等学校は、昭和26年1月に名寄農業高等学校の分校として、定時制夜間学校として風連中央小学校に配置されております。昭和28年度には普通校としての内

示があり、昭和29年に現在地に独立した校舎を建設して現在に至っていることは御承知のとおりでございます。名寄市内には4高等学校も存在していることは私が申し上げるまでもなく、名寄高等学校以外の学校の3高校は存続に対して危機感を持っております。名寄市内の4高校の存続について話し合いやマスコミなどの報道などでは、私は風連高等学校の存続のことなどは余り気かけられていないのではないかと思います。名寄市高校教育検討委員会の再編状況の方針、名寄市総合型学校の再編、学校の取り組みなど報道されましたが、風連高校の存続に対する関心が低い感じがいたします。

そこで、私は、農業の町風連、北部で一番水稲の面積の多い農業の町、モチの生産も日本一の風連を生かした取り組みなどを視野に入れた学校の立ち上げが必要ではないかと思います。また、福祉の町風連としてのイメージを汚すことなく、福祉関係の学校として考える新市の南玄関口の南の学校として存続するべきだと思います。期待の多い視野の広い島市長さんの御答弁をお願いしたいと思います。

次に、5点目、風連地区のパークゴルフ場の管理運営についてお伺いいたします。軽スポーツとして町民に楽しまれ、健康に注意をして楽しみながらパークゴルフ場の管理運営をしてきた協会の皆さん方ですが、今までは町の経済が厳しいことやこのくらいのことは自分の手で協力をしていくと現在まで協会の皆さんが協力してまいりましたが、協会の皆さん方も一年一年年をとり、老人クラブの方々とも力を合わせて取り組んでまいりました。年々年をとり、楽しみのパークゴルフがいつの間にか苦しみのパークに変わりつつあります。ボランティア程度のお手伝いぐらいはよいですが、管理に対しても労働はつらいと悲鳴の声さえ聞こえております。現在の場所の北側に造成される予定のパークゴルフ場の工事が進んでおります。この管理運営を含め、今後風連地区全体のパークゴ



ルフ場の管理運営についてどのように進められているのか、名寄市全体のパークゴルフ場の管理運営はどのようにされているのかお答え願いたいと思います。

次に、6点目、かなり老朽化が進んでいる建物と思われる名寄警察署建物の移転問題をお伺いたします。名寄警察署の移転に関しては、関係機関などと話し合われたことがあるのかどうかお伺いたします。もし移転のお考えがあるとしたら、移転先はどこにされるお考えがあるのか。私は、道北の拠点として、防犯に交通安全になくてはならない施設、名寄警察署を、そして道北の地区の見張り役として、監視機能を発揮していただけるような場所に移転していただくべきと考えます。北海道の中でも交通死の多い地区でもあると感じております。北部地区の拠点として、北部地区の取り締まりやすい場所で活動していただき、安心して暮らせる暮らしやすいまちづくりに真剣に取り組んでいただける道北の監視役ができるような場所に移転していただくことが大切だと感じております。

以上、6点を質問させていただきました。経験豊富な島市長さん並びに藤原教育長さんに的確に、また明確に御回答を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 村端議員より6項目にわたって質問がありました。5項目めの風連地区パークゴルフ場管理運営のあり方についてということで、小項目三つあるわけでございますが、このゴルフ場の管理につきましては合併特別区の事業として現在進んでいるところでございまして、これらの5項目めについては一括して私の方から説明させていただきたいと思います。また、1項目めについては手間本経済部長、2項目めについては松尾建設水道部長、3、4項目めにつきましては今教育部長、6項目めについては石王総務部長がお答えしますので、よろしく願いいたしたい

と思います。

御承知のとおり天塩川河川緑地パークゴルフ場は、平成14年にオープン以来運営を運営委員会の協力のもとに現在まで維持管理を進めてもらっているところでございます。これにつきましては、行政が敷地内の草刈りを行い、その他の管理については、散水業務、雑草の除去、そういった管理については運営委員会が主体となって進んでいるところでございますが、最近加齢も伴い、用具の搬出、例えば水まきのホースを引っ張って歩くのが大変だとか、そういった問題がちょこちょこ私どもに聞かれるところでございます。これから管理に当たっては、非常に住民と行政が一体となった管理がこれからもあらゆるところで出てこようかと思っております。それを先取りしながら、風連の特区事業として進んでいるわけでございますから、今ここですぐどうするというにはなりません、そういった問題を解決しながら、行政でやる部分はやっていくと。そして、苦勞が多い部分については何とか解消しながら、今の運営方法で進むようこれから運営委員会、そしてその管理の方法も含めて考えていきたいと思っておりますし、また新たにできますパークゴルフ場がございしますが、この管理については今のところ特別区の事業ということにはなっておりませんから、その運営のあり方、そして今までの運営のあり方、こういったものを含めて運営委員会や特別区の協議会の中で十分話し合いをしながら、本当に無理のかからない、そしてまたみんながこの程度はやれるぞというような形の運営の方法がとられるとしたら、非常にいいまちづくりができるのではないかと、このように考えているところでございまして、この特別区協議会の中でも十分論議をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きい項目の1番

目の最初の質問でございますが、駐車場と並行して開発からの移管時期についてお尋ねでございました。開発が整備しております駐車場につきましては、仕上げ舗装1層、それから駐車場の白線引き工事などが残っておりますけれども、市の施工いたしますところのトイレの工事と並行いたしまして進めてまいります。駐車場及びトイレのオープンの時期につきましては19年4月を目指して努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、駐車場につきましては、開発に取得していただきました国の所有物でありますので、今後管理、除雪等を含めては開発の方で行っていただけるものというふうに理解をしているところでございます。

駐車場と店舗建設についての順序でありますけれども、南側の住宅地に係るものを除きまして、旧風連町が敷地を先行取得しております。取得後に駐車場部分を開発に売却をいたしまして、先行して工事を進めてきていただいているところでございます。その後、道の駅としては南側の民有地も必要との判断から地権者と協議をいたしましたところ、昨年12月でございますけれども、合意が得られたものでして、取得に至ったところでございます。そうした経過の中で進めてきておりますが、議員御意見の趣旨は理解はしますが、現在駐車場スペースを最大限に生かし、国道40号線からの導線部分を基準として親しまれる施設づくりに努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次、2番目の新市の南玄関口としての店舗建設と完成の時期についてお尋ねでございます。今年2月以来直販、生産業者などによる検討会議、さらには庁舎内で検討委員会を組織しております、利用しやすく何度でも訪れていただければ、くつろげる施設づくりを念頭に検討協議を進めてまいったところでございます。御指摘ありました中心市街

地とのつながりの持てる施設づくりに向けましては、既に市街地で営業されている方々とも機会をつくり、話し合いを進めてまいりますけれども、施設本来の機能が損なわれないように十分注意を払ってまいりたいと考えているところでございます。また、中心市街地の商店街とも協調しながら、農産物、特産物の販売、ドライバーの休憩設備、レストラン、観光案内、情報発信など、地域連携活性化に寄与できる施設づくりを目指してまいりたいというふうに考えているわけでございます。全体のレイアウトにつきましては、駐車場、レストラン、販売、体験コーナー、家族でのくつろぎのスペースなどなど多くの意見を聞いて、計画に反映をしてまいりたいというふうに考えています。

また、完成の時期につきましては、農産物販売などの複合施設におきましては、平成19年10月に完成を目指し、11月にオープンをいたしたいというふうに考えているところでございます。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな2項目めの風連地区における市街地再開発事業の促進についてをお答えいたします。

(1)でございます。駅前地区再開発事業の取り組み状況についてでございますが、地権者の合意形成を目的とした再開発促進期成会を設立いたしまして、地権者全員の合意が得られるよう個々に面談し、話し合いを行っているところでございます。

2点目の商工業者及び地権者との話し合いにつきましては、地権者との話し合いは現在建物、土地等の資産評価額を提示して、再開発ビルの権利変換で取得できる規模、入居場所、条件等の希望を聞きながら、話を進めているところでございます。

3番目でございます。診療所の改築及び保健センター建設の予定につきましては、再開発事業は中心市街地に生活利便施設や交流施設等と商店街

との一体化に向けた複合施設の建設と広場、駐車場等を整備することにより人を中心街に集め、活気とにぎわいのある市街地づくりを目指そうとするものであります。診療所は、この複合施設内に移転をし、健康管理だけでなく商店街での買い物、市民との交流等、生活利便性の創出を考えているところでございます。

4番目の福祉住宅建設及び公営住宅の移設の考え方についてでございますが、近年の人口減少時代の市街地活性化のため、高齢者を郊外から交通機関や施設が整った市街地中心部への住みかえで暮らしてもらいまちなか居住を推進する動きが広がってきております。公営住宅を市街地区域に移し、まちなか居住を進めるためには、平成18年度、本年度策定の新総合計画にまちなか居住の施策を位置づけし、19年度見直し予定の公営住宅マスタープランに計画を掲載することが必要であります。新たな団地建てかえは、新住宅マスタープランに基づき行うことになりまして、市街地再開発事業による公営住宅建設設置には計画策定との年次が十分整合しないため、特に調整と工夫が必要であると考えております。広く市街地区域内における新たな団地の建てかえをも含め、検討してまいりたいと考えております。

5項目めのJA道北なよろとの話し合いの現状についてでございます。平成17年11月にJA道北なよろも地権者、役員として参加されております風連地区再開発事業促進期成会が発足しております。今までJA道北なよろの参加意向を十分に組み入れた事業構想の取りまとめを進めておりまして、旧風連市街地の今後のあるべき姿、高齢者に対する消費購買環境の改善等あらゆる視点から再開発事業への理解をともに深めているところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大きな項目の3と4についてお答え申し上げます。

初めに、風連中学校と風連中央小学校の建設計画実施の時期についてでございますが、関連しますので、一括答弁させていただきます。風連中学校の改築につきましては、平成17年12月に旧風連町教育委員会に対し風連町学校校舎建設等検討委員会から風連町学校校舎建設等について答申が出され、風連中学校の改築に関する具体的な提言がなされております。この答申、提言の骨子は、風連地区の小中連携教育の推進も視野に入れながら、風連中学校の校舎改築事業を平成18年度の基本設計からスタートさせ、平成20年度、21年度で改築工事を行うこととなっておりますが、一昨日の林議員にもお答えいたしました。これに伴う課題も幾つかございます。一つには、義務教育諸学校施設整備に対する国の負担金補助金制度が大きく変わりまして、本年度からは学校改築改修事業を含め、耐震化事業を柱とする市町村施設整備計画を作成しなければ、国の財政支援措置を受けられないこととなりました。この計画作成の前提といたしまして、すべての学校施設の耐震診断の実施が求められており、これから当市の計画作成作業を新たにスタートしなければならない状況でございます。二つには、新市の教育委員会のスタートが去る5月16日ということもありまして、答申にある小中連携教育なども考慮しながらの校舎建設に向けてのさまざまな検討などはこれからという状況にありますことを御理解いただきたいと思っております。

また、風連中央小学校も建築後33年を経過しており、改築を検討しなければならない時期であり、これを機に小中一貫校として建設を考えてはいかがですかという御質問ですが、答申では小中の緩やかな連結による小中連携教育の推進を提言しているものと考えております。日進小中学校のような併置校のイメージではなく、小学校と中学校の校舎がそれぞれ独立しながらも隣接し、児童生徒や教職員の交流、往来が自由にできるような環境で、小中連携教育の推進を図るというふう

受けとめており、こうした条件をどう整えるかということも今後の研究課題の一つであると考えております。

教育委員会といたしましては、これらの課題をクリアすることに鋭意努力しながら、合併協議の経緯も踏まえ、本年度策定予定の新市総合計画の学校施設整備計画の中に風連中学校、風連中央小学校改築事業を盛り込むよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、北海道立風連高等学校の存続について一括してお答え申し上げます。北海道教育委員会が作成を進めております新たな指針の素案につきましては、さきの議員諸氏の御質問にもお答えしておりますので、説明を省略させていただきたいと思っております。市内にある職業科高校2校の再編につきましては、旧名寄市のときから委員会などを設置し、検討していただき、その答申をもとに道教委に積極的に提案をしてきた経緯がありますが、ただいま風連高校を福祉関係の学校へも考慮し、新市の南玄関口の高校として存続を図るべきではないかの御提言でありましたが、新市としての正式な教育委員会がスタートしたばかりでもありますので、今後教育委員会内部で風連高校のあり方について議論を進めたいと考えております。

いずれにいたしましても、合併という大変大きな変化がございましたので、学校の所在する風連地区の方々を初め多くの市民や関係者、また議員各位の意見も参考に、風連高校のあり方について教育委員会として誤りのない判断をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大きな項目の6点目、名寄警察署の移転計画についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の警察署移転についての話し合いについてでございますけれども、平成15年に名

寄市土地開発公社が旧名寄営林署跡地を購入した折に、警察庁舎を改築する際には候補地として検討願いたい旨の意向を伝えております。それ以降につきましても折に触れて道警総務課、旭川方面公安委員会に要請をしておりますが、道内における老朽化順位が名寄警察署が下位であることや北海道の財政状況の悪化等によりまして、具体的な状況には至っておりません。

2点目の防犯、交通事故防止の件での御質問がございました。平成17年度の交通事故は、名寄市及び風連町では6名のとうい命が失われております。また、名寄警察署管内におきましては7名となっており、大変残念な結果となっております。このような悲惨な事故を防止するため、名寄市、名寄警察署、名寄市交通安全協会、名寄地区交通安全連合会では大きくは年6回、60日の防止活動を行っております。また、旧名寄地区では四つのモデル町内会において活発な街頭啓発等に取り組んでいる状況にもあります。

3点目の移転先の考え方についてでございますが、上川北部地域の防犯、交通事故防止拠点として名寄警察署がどの場所がふさわしいかについてはここで申し上げることはできませんけれども、現在道州制特区や支庁再編の経過の中で警察署管内区域の見直しが想定されますが、その動向に注視をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） るる細かく説明していただきました。まず、1番目の道の駅については、当然地元の株式会社ふうれんが足がかりとして今後対応を検討していくということでございますので、この点については質問を下げさせていただきます。

それと、最後の今総務部長さんがおっしゃった警察の移転については、これはどこがどうだということは示される状況ではないということは私も自覚しております。ただ、要望として、やはり1

8線、19、20線、あの付近にバイパス道路の広域農道、あの付近に警察署を移転するならば、北部地区、和寒以北中川まで高速道路が走ると1カ所で警察署は済むのではないかと。北海道の経済が厳しいのであれば、警察署を統合して、名寄を1カ所にするべく要望を、私はやはりそういうことを要望しながら、バイパス、それから広域農道の近い場所に移転を希望して、この点について参考までに希望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の中心市街地の活性化問題でございます。私は、先ほど申し上げましたように、和寒、剣淵で老人福祉住宅を見てまいりました。なかなか立派なものです。もう風連地区でもお年寄りたちが30%を超え、私も福祉関係約12年間議会活動の中でさせていただいておりますので、お年寄りたちの意見としてはかなり聞いているつもりです。先般11日も町内の20名余りの方といろいろときょうの質問についてお話しさせていただきました。ぜひともそういったことで実現に向けてやっていただきたいというお年寄りたちの希望でございます。

そこで、ここで島市長さんにお伺い、お伺いというか、決断をお願いしたいのですが、私はこの地区に20億円ぐらいの金では足りない、北のカーリング場、あそこの北の端に50億円かけたのなら、私は南の玄関口に50億円かけて、名寄の方がみんなここを通過して、名寄の中心部、風連に来るぐらいの希望を持って今考えている次第です。こういう大学の4大化を設置したぐらいの神経をとがらせながら、希望を持っていかなければならぬという感じをしておりますので、私は行政と農協と地権者、商工業、それから先ほど言われました公営住宅、福祉住宅の建設など絡めた特別委員会を立ち上げるべきでないかと思いますが、この点についての島市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 風連地区の市街地の再

開発事業につきましては、既に地権者の皆さんによる期成会等も含めて取り組みを進めさせていただいているわけでございます。近年になりましてからは公営住宅等の建てかえをするときに、かつて30年前、40年前は発展する期待も含めて郊外に団地を形成して、整備をしてきた経過がございますが、近年になりましてからは、交通のアクセスの関係ももちろんあるわけでございますが、コンパクトシティー、中心部にそうしたものをまとめるというような考え方が出てまいってきております。現在のまだ構想の段階でございますけれども、この中心市街地の事業の中に公営住宅の団地等を取り込めないかと、こういう要望をいただいているわけございまして、私は住宅の再生マスタープラン、建てかえの計画とこの事業がうまくかみ合うかどうかと、こういうことも含めて担当の建設部の皆さんにはしっかりと協議をさせていただくようにと、このように話をさせていただいております。もちろん期待は風連地区の発展ということもありますけれども、当然名寄市の公営住宅の建てかえも関連をするわけでございますから、この地区におけるそうした福祉住宅の要望も含めて、公営住宅の建てかえ計画の中にどこまでしっかりと取り込みができるかということは少し時間をいただいて、検討させていただきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 当然公営住宅の建設については、今現在盛んに建てかえがなされております。大体10戸壊して6戸ぐらいしか建設できない現実の状況です。100戸あるところ60戸、そうすると40戸だけはどこか移転しなければならぬ、こういう状況がはっきり見えております。それから、ひとり住まいの先ほど申しました老人の方々がやはりよその土地には行きたくない。50年、70年住んだ風連町に住みたいのだと、一人になってもいいから風連におりたいというお年寄りたちが随分いらっしゃいます。そうい

う方々のためにもやはりこの公営住宅の見直し、そして福祉住宅に取り組むべきでないかと。一人で自分のことは自分でやるのだと。だけれども、よその土地行って、他人さんの顔見ながら過ごしたくないと、風連ならいいよねというお年寄りたちの声を聞きますと、どうしても何とかしてあげたいというのが私の今の気持ちでございます。

あわせて診療所、それからリハビリ教室もしらばハイツの一室で一昨年までやっておりました。約五十何名おります。この方々が狭くなって、しらかばハイツの奥の方が狭くなりましたので、今B&Gのところの1部屋借りて、器具などを持って行ってやっております。週に2回、十四、五人ずつ行ってありますが、今までだったら町の中で行けたけれども、B&Gのところだったら車いすの方々で行けない方がいるのです。今まではよかったけれども、合併して我々何でここにしなければならぬのだと、こういうような嘆きの声も聞いております。

あわせて先ほど言いました中心市街地活性化は、10年前からいろいろと取り組んでおります。公衆浴場が廃止されたときも私は厚生常任委員長という形で、今副市長になりました助役さんともいろいろ協議した経過もあります。中身はよく当時のことですからおわかりのことと思います。こういったことで、やはり保健センター、それから診療所の新築、今の福祉住宅あわせて、この中心市街開発事業に私は取り組むべき、そこで私は先ほど言った特別委員会ぐらいやって、行政が汗をかくてここまでやるのだよと、ここまでやったよというものを市民にわかっていただけのような体制づくりというのが大事だと思いますが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 本事業の推進には、促進期成会と地権者、そして御指摘の行政の深い連携が必要だというふうに考えております。特に地権者の信頼、納得を得るためには、行政の

役割が非常に大きいものというふうに考えております。このたび市の事業推進のための体制を強化するために人的な配置もさせていただきました。これにより促進期成会と地権者、そして市が一体となって、さらに事業の推進に努めていきたいというふうに考えております。

それから、保健センターのお話についてもございました。個別の施設建設、配置につきましては、今後十分な協議が必要というふうに考えております。保健センターにつきましては、例えばでございますけれども、移す予定としております診療所に保健センター機能をあわせ持つというような考え方、構想もあろうかと思えます。例えばリハビリ、あるいは正しい生活習慣の学習などをあわせ持った健康づくり、健康維持のための保健センターの機能をも持ち合わせたと、そういう施設づくりというのも当然選択肢の一つといたしましうか、検討のうちに入ってくるのではないかと、そんなふうに考えております。いずれにしましても、今後の課題ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 先ほどから申し上げておりますように、保健センター、診療所、それから福祉関係に関する総合的な見地の中からこの中心市街活性化開発問題については、そのようなことで前向きに取り組んでいただきたいということをお願いいたしておきます。

次に、風連小中学校の建設については、先日も同じような質問をされて、理解はしております。風連には赤ちゃん、乳幼児の方々、それから保育所から幼稚園と一つの中で一括皆さんが学校上がるまではここでいいよねと、そういう施設で皆さん、お母さん方が喜んで来ている施設もございません。私は、やっぱり小中学校も建物は別としても廊下で結ぶか、体育館を別にするか、これはまだこれからの問題ですけれども、そういう一体化とした小中学校の建設に前向きに取り組むべきだと

いうふうに考えております。これについては、私は藤原教育長に答弁していただきたいと思っております。

もう一点、高校問題、小中学校の建設計画、学校校舎建設等検討委員会、こういう立派なものできております。これは、全部議員の皆さんいただいております。こういった中身をどこまで検討されたのか、どういうふうにされたのか、これもあわせてまずお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま小中学校の一貫校について再質問がございました。旧風連町では、御案内のとおり学校校舎建設等検討委員会、この中には町議会の方とか、あるいはPTAの代表の方、あるいは町内の小中学校の代表の方などで組織されまして、昨年の7月に立ち上げ、昨年の12月に答申をされたというふうに私も引き継いでおります。その中では、主として風連中学校の改築にかかわりまして今後の考え方について答申がなされている。特にメインとなるのは、校舎建設までの事業スケジュール、かなり明確に記載されていると。その中では、平成18年度には基本設計を行い、そして19年度以降はそれぞれ取り組みを進め、21年度には完成させるべきだと、こういう答申内容かなというふうに受けとめております。さらに、この建設等検討委員会の中に専門部会を設けまして、これは主として小中学校の先生方を主体にした専門部会を設けて、風連町における小中学校の教育はどうあるべきか、こういうことで種々検討をされたというふうに受けとめております。そのいわゆる専門部会の中でただいまお話しになった小中連携教育について触れられておまして、どういうあり方がいいのか、さまざまな取り組みが具体的に示されております。それが今村端議員お示しになった風夢プロジェクトの中にも詳しく書かれております。私も読ませていただきました。その中の最後のくだりに、終わりにというところで、可能であれば風連中学校の校舎建設にあわせて、築33年を経て老朽化しつ

つある風連中央小学校の校舎建設を並行して進め、小中学校校舎を同じ校地内に隣接して建設することが望ましいと、一番最後にこう書かれているところがございます。これは、少し中を読みますと、隣接というのは例えばこちらに校舎があり、こちらに校舎があり、グラウンドなどは別々にしなさいと。そして、その中で通路などをつくりながら、小学生や中学生が行き来できるような、そういうことをイメージしているのかなと、こんなふうに報告では読ませていただきました。先ほど部長が答弁しましたように、中学校の校舎改築についてはハードルが新たに生まれたということから、旧風連町の熱い思いはしっかり受けとめておりますので、これからどういうふうにしてそのハードルを、しかもできるだけ早い時期にクリアできるか検討していかなければならない、このことをまず第一に考えております。

それから、小中の連携教育については、まだ今のイメージのような、そういう連携教育は北海道で一校もございません。そういう中ですので、これについてはやはり教育委員会の中でこの小中連携教育がどういうふうに関後あるべきなのか、進められていくのか、そのメリット、デメリットはどうかあたりをしっかりと議論することも必要かなと、こう考えているところがございます。そういう意味では、同じような方向性を持っていますが、小中連携教育についてはいまいちお時間をいただいて、私たち内部でもいろいろ議論をし、また市民の皆様にも御議論をいただく中で方向性を決めていきたいと、こんなふうに考えているところがございます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 当然まだそういった学校がはっきりと見えていないということは私も承知しております。今後の子供たちが夢を持って学校へ来て、希望を持って来られるような学校づくり、これはやっぱり小中学校の一貫校にあるのではないかとこのように私は考えております。小中

学校の建てかえ、それから希望を持てる学校づくりを今後とも前進して取り組んでいただきたいと思います。

次に、高等学校の風連高校の存続についてでございます。風連高等学校の存続については、先ほども申し上げましたが、やはり名寄地区に4高校がある、そして名寄高校だけは4間口で安泰だよと、あとの3カ所はどれか一つなくなるだろうと、ひょっとしたら風連が先でないかというような、私はそういう声も聞いております。とんでもない話。南からどこでも発展するのが本来なのに、南の学校を先になくするということがどういうことなのか。この辺から私は問題提起をしたい。

そこで、時間もだんだんなくなってきましたので、名寄のこの高校教育検討委員会、これは名寄の人たちが入ってばかりいるから問題があるのだと。風連の私のような熱心に風連高校を残したいという人をこの中に半分ぐらい入れて、風連高校等残った3校のこの委員会の立ち上げをやり直すお考えあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほどお話をいたしましたように、風連高校は昭和25年に名寄農業高校の分校としてスタートした大変歴史ある高校でございます。そういう中で、昨日も一昨日も風連高校について御答弁申し上げましたが、まだ新しい名寄市としての風連高校についての考え方の議論形成がございません。そんなことから、教育委員会で教育長方向を出せと言われても、私も難しいわけでございます。やはり皆様といろいろな議論をしながら、これから教育委員会として方向性を出すと。しかし、ゆっくりはしてられないのであります。道教委では今年中に平成20年度以降の高校についての指針を示したいと、こう言っております。御案内のとおり、道教委で一たん指針を示すと、簡単にそれが覆るといふ、そんなことも前例ではございません。そんなことから、できるだけ早い時期に、そして風連高校どうする

かをやはり広く皆さんとお話し合いを進める中で考えていかなければならない。お聞きしますと、近々中に風連高校の振興協議会の総会も開催されると聞いております。早速私もそこへ出席して、まずそういう振興会のいろんなお考えなどもしっかりと聞きながら、これからの方向なども考えていきたいと、こんなふうに思っていますので、御理解をいただきたい。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ぜひとも風連高校を残すという目的を持って、いろいろ協議に臨んでいただき、高等学校の進学状況、それから就職状況、それから入学しているデータもここにいただいております。風連高校からそれなりの立派な学校に皆さんが進学していることも事実でございます。先日藤原教育長がおっしゃったように、中学校時代に名寄で不登校で学校行けなかったと。そういう子でも風連高校に来たら一日も休まないで、立派な学校に合格したということも現実に聞いております。小さければ小さいなりのいいところがあるのだということは、私が申すまでもなく教育長さんはよく御存じのことと思います。そういった意味からおきまして、小さい学校だから確かにグループ活動とか課外活動、子供たちのスポーツ関係については、子供が少ないから活動ができないということもあります。しかし、9月、10月になると次の進学状況がもう決まってくるのです。やはり早い時期に結論を出さなければならぬのではないかと。そこには先生方が魅力づくりで進学のことについて一生懸命やっていますよと、こういったことは結果でなんか見えないのです。しかし、音威子府、下川、特殊学科は音威子府のような学校でも生徒が行くではないですか。魅力づくりはどこにつくるのかということが私は基本だと思うのです。風連にやっばり来ていただくような高校づくり、風連高校はこういうことがいいよと、こういう学校ですよというイメージを私は一日も早く立ち上げ、存続に向けて努力して



いただきたいというふうに考えております。

もう時間もなくなってきましたけれども、私はなぜにこうしてきょうのこの6項目を声高くてここに話しているか。二月前に島市長さんの選挙がありました。私は、町民とのパイプ役として、町民の声を反映しますよ、聞きますよ、約束事は守りますよという訴えでまいっております。この流れの中で、やはり絆の会として私たちが推薦する方が当選したから、今訴えていることはこの6項目は絶対やっていただける、実現していただけるという確信を持って町の中、街角で40カ所余り訴えてまいっております。このことを実現するためにもどうしてもやっていただきたいというのがお願いでございます。島市長さんの最後の決断のほどをお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 風連の地域の発展に大変情熱を傾けて、活躍をいただいている議員の御発言、本当に感動を持って聞いておりました。私もこの新市がどの地区が発展をよりさせられるかということについては同じ気持ちでございます。これからそれぞれの課題について住民懇談会も含めてそれぞれの総合計画策定に当たってのまた時間等もつくって、地域の皆さんに御意見をいただく機会をつくってまいりますので、ぜひその際にもまた御指導いただければと、このように思っているところでございます。どうもありがとうございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で村端利克議員の質問を終わります。

次に、さきの市長選挙の投票率について外3件を、佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、御質問を申し上げます。

1点目は、風連町と名寄市の合併に伴い、4月23日に執行された市長選挙の投票率にかかわっ

てお伺いをいたします。今回の市長選挙は、無競争状態が続いたため旧風連町では9年ぶり、旧名寄市では実に16年ぶりという選挙戦となりました。両市町で首長選挙が選挙戦に突入した前回の投票率は、旧風連が90.4%、旧名寄が89.9%であったこと、新生名寄市のリーダーを決める選挙であったことなどから、有権者の関心を呼び、投票率が高くなることも予想されましたが、結果は当日有権者数2万5,334人に対し投票者数は2万287人とどまり、投票率は80.08%となりました。まず、この投票率の評価についてお聞かせをください。

また、今回の市長選挙の投票所は、風連地区で8カ所、名寄地区で23カ所の計31カ所が設けられました。このうち風連地区のすべて、名寄地区でも11カ所、合わせて19カ所、比率にして61%強の投票所が1時間投票時間が繰り上げられて執行されました。この投票時間の繰り上げについては、3月31日に開催された立候補予定者説明会で執行時期が農繁期であること、合併最初の選挙であること、そして何よりも投票率を高めるなどの見地から、有権者の声もあり、一方の立候補予定者陣営から今回に限っては有権者の要望もあり、午前7時から午後8時までの投票時間とすべきではないかと選挙管理委員会に検討を求める意見があり、他方の立候補予定者陣営からも異論が出なかったことで、選挙管理委員会としての検討を約束しましたが、翌日発行の広報なよろ4月号ではさきに述べた19カ所で投票時間が繰り上げられることが告知されました。この間選挙管理委員会からは、両陣営に対して説明もありませんでした。このことが投票率を80.08%にとどめた原因とは申しませんが、要望が出た以降選挙管理委員会が開催された状況とはとても思えません。しかし、ことしは天候不順で農作業がおくれ、投票日当日も農村地区では午後6時以降になっても作業の手を休めない光景が見られました。また、来年は知事選挙を筆頭に同じ時期に統一地方選挙

が執行されます。本来であれば合併最初の選挙であり、投票時間も通常設定とし、その状況によってアンケート調査や地域との意見交換を行い、投票時間の繰り上げを検討すべきだったと考えますが、選挙管理委員会は有権者や立候補予定者陣営の声をどう判断され、今回の決定をされたのかお伺いをします。

近年名寄市のみならず全国的に投票に行かない選挙無関心者がふえる傾向にあります。これまでは、地域選挙は別と思われていましたが、今回の市長選挙を見る限り、名寄市でも投票率の低下が懸念されます。従前のように宣伝車を回したり、街頭での宣伝活動も限界と感じますが、選挙管理委員会として今回の市長選挙投票率を教訓に、投票率を高める取り組みをどうお考えになっているのかお伺いをします。

次に、人材育成についてお伺いします。最初に、技能者の確保についてであります。国は、季節労働者を対象とした冬期援護制度について現制度の利用が北海道に偏っているとして、2006年度末でこの制度を廃止する方針を閣議決定し、高橋知事を会長とする北海道季節労働者雇用対策協議会は、ことし2月、同方針を事実上受け入れることを決めました。また、建設産業専門団体連合会では、高齢化が進行し、熟練技能者の退職、離職がふえる一方で入職者が少なくなっている影響を調査する目的で、建設産業における技能継承に関する調査報告書をまとめました。それによると、熟練技能者不足によって品質を含めた工事成果が落ちたり、工期が延びたりするなどの問題が10年以内に慢性化しかねないと指摘し、今すぐ対策に乗り出す必要性を強調するなど、建設業界を取り巻く雇用、労働環境は、名寄の地においても厳しさを増すことが懸念されますが、特に技能者の確保についてのお考えをお伺いします。

名寄市の場合は、幸いに機動職業訓練、認定職業訓練を行う上川北部人材開発センターが所在しており、同センター機能を活用することで一定の

不安解消が図られることも期待されますが、近年受講者の減少が続いています。その要因の一つと考えられることに、企業主の負担があるのではないのでしょうか。例えばことし1月10日から2月20日まで実施された知事認定の職業訓練建築施工科の場合、対象者は建設業従事者で、雇用保険被保険者であり、講座の特典として企業主に対して従業員に受講させた場合受講中に支給した賃金の一部助成が受けられるキャリア形成促進助成金とあわせて支給される建設教育訓練助成金がありますが、これはともに申請した後支給まで半年以上かかるのが実態で、その間は企業主の負担となるのが実情です。建設業界を取り巻く厳しい経済情勢の中で、たとえ人材育成、確保のためとはいえ、一定期間事業主が応分の負担を強いられる取り組みができるのでしょうか。その意味で、私は名寄市中小企業振興条例を見直すべきだと考えます。

現在の同条例施行規則によりますと、補助対象事業の人材確保、養成事業では、人材開発センターを利用して研修会を開催した場合、中小企業大学校を受講した場合には限度額10万円、受講料の全額について補助したり、名寄での新規学卒者や市内企業への転入勤務者に対しては1年以上の勤務で15万円の奨励補助がありますが、人材開発センターでの訓練を従業員が受講しても事業主に対しては何の補助もありません。士別では同様な条例の中で中小企業者が経営者、従業員を国などの行う研修に派遣したときは助成金を交付することができるとし、その助成額は研修に要した経費のうち100分の30以内、限度額10万円としています。しかも、施行規則の中では認定職業訓練事業もしっかり明示されています。次代を担う技能者を育成するため、名寄市にあっては事業主が送り出しやすい環境を整えるべきと考えますが、理事者の見解を求めます。

最後に、上川北部人材開発センターの将来像についてお伺いします。平成8年度から新たなるスタートを切った同センターも昨年度で用途指定も

終了となりました。名寄市もスタート当初は1,060万円の補助金を出して運営を支え、12年度からは市職員を1人減らし、独自対応の意味で1,200万円に増額してきましたが、市の厳しい台所事業もあって、16年度には1,080万円に減額、さらに今年度は170万円減の910万円に減額としました。関係市町村からの補助金も150万円から16年度以降は135万円、そして今年度は合併もあって90万円となり、より厳しい運営を強いられています。センター施設も建設から25年を経過し、一部で老朽化も目立っていますが、市として施設の有効活用を含め、人材開発センターの将来像をどう描いているのかお伺いをいたします。

次に、名寄市立総合病院の将来像についてお伺いします。市長は、市政執行方針の中で自治体病院を取り巻く環境は厳しい状況ですが、今後も安心、信頼の医療確保と経営の健全化に努めると述べられました。2年間の臨床研修制度により、同病院でも循環器、呼吸器内科の医師派遣中止が明らかとなり、対応に苦慮されながらも地域医療を守るために奔走される一方、独自の医師確保を図るため研修医を受け入れるなど、この間の努力に敬意を表したいとは思いますが、しかしながら、経営状況は厳しく、16年度にあっては4億71万円の単年度純損失を計上する決算となりました。そこでまず、17年度の病院決算の見込み及び今後の経営見通しについてお知らせをください。

また、市立土別総合病院精神科病棟の閉鎖に伴い、上川北部地域唯一の精神科入院施設となった精神科については、医師不足からことし1月以降病棟を縮小するなどの対応をとっていますが、近年の社会情勢の変化から気分障害が増加傾向にあるとともに、統合失調症なども依然として多数を占める現況にあります。その意味では精神科の必要性がより増しているとも感じられますが、医師の確保の見通し、今後の同病棟の方向についてお伺いします。

近年とみに名寄地方では一家の大黒柱や若い人がみずから命を絶つというケースがふえています。そのすべてが精神科疾患にかかわるものではないと考えますが、この名寄の地で安心して生活し、一日も早い社会復帰を実現するためにも病棟の存続、医療の充実は欠かせないものと考えます。市として、名寄市立総合病院の将来像を明確にし、真の道北第3次医療圏の地方センター病院として確立していくため、特に精神科病棟存続については市民や近隣市町村と連携した運動を展開すべきと考えます。それがひいては市立総合病院を中心とした地域医療の向上にも通じるとは思います。御所見をお伺いをします。

最後に、教育行政にかかわって御質問をします。まず、教育委員会の機構の将来像についてであります。教育長は教育行政執行方針の中で述べてはいませんでしたが、16年度から市立図書館の館長を嘱託としたのに続き、この4月からは7月に全国働く女性の家連絡協議会名寄会議を所管する女性児童センター、新たなスタートを切った教育相談センター、そして青少年センターを所管する館長を嘱託としました。嘱託館長となった人は、ともに行政経験が豊富であり、人物的に否定をするものではありませんが、教育委員会の機構として当然ながらしっかりとした将来像を描いての配置と考えますので、嘱託館長とした検討経過についてお知らせをいただきたい。また、教育委員会では今後所管する施設で嘱託館長を考えているのかについてもお伺いします。

次に、小学校区見直しについてお伺いします。執行方針の中で教育長は、名寄市としての小中学校の適正規模、配置の基本的な考え方をあわせて、名寄地区市街地の小学校のあり方について保護者や広く市民各層の意見を聞く場を設定し、その検討を進めますと述べられました。このことと小中学校の改築改修計画は密接な関係があり、同改築改修計画を総合計画に盛り込むとするならば、ことし12月前には一定の方向を示すことになりま

すが、見直し作業のタイムスケジュールについてお示してください。

最近のニュースを見ると、子供の安全確保が緊急の課題であることを保護者の一人として痛感しています。市でもホームページで不審者情報を掲載し、保護者や地域住民に注意を喚起しておりますが、子供が行ってきますと家を出てからたゞいと帰ってくるまで不安感を抱えている保護者も少なくありません。その意味では事件の未然防止に向け、学校における危機管理マニュアルの見直しと安全マップにさらなる充実を打ち出す教育委員会の姿勢は保護者も歓迎するものでありますが、マニュアル見直し作業及び安全マップのさらなる充実はいつまで行うのかお伺いします。

また、地域の子供は地域全体で守るという意味合いからすれば、安全マップについては少なくとも校区内全戸、できれば市全体マップの全戸配布を検討すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

市立名寄図書館では、今年度から3歳未満児と保護者を対象に月2回ペンギンクラブを開催し、赤ちゃんから読書活動の推進に努めることになりました。近年の活字離れをする子供たちの状況からいって射的を射た施策であり、その効果を期待される場所ですが、一方では景気の低迷もあり、若い保護者に共働き世帯がふえる傾向にもあります。家庭の事情からペンギンクラブに行きたくても行けない世帯に対応するため、この取り組みをより充実させ、新生児に絵本などをプレゼントし、そのそれぞれの余暇を活用してもらって読書活動の推進に役立てるブックスタートに拡大することを検討すべきと考えますが、御見解をお伺いします。

最後に、名寄岩の生誕100年に向けてお伺いします。郷土名寄の名を全国に広めた名寄岩は、御承知のとおり1914年9月生まれですので、生誕100年まではまだ8年あります。しかし、一年一年市民の間に名寄岩に対する思いが薄れて

いるのではないのでしょうか。今のままでは生誕100年という大きな節目も一過性の行事として終わるような気がしてなりません。その意味では平成20年度に発刊を目指す小学校社会科副読本での取り扱いや100万円の名寄岩基金の有効活用、名寄相撲協会が取り組む名寄岩杯子供相撲への支援など、生誕100年のときは市民挙げての名寄岩をたたえるムードづくりを今から進めるべきと考えますが、教育長の意見をお伺いして、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま佐藤議員の方から大きな項目で4点にわたっての御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては経済部長から、3点目につきましては病院事務部長から、4点目につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

大きい項目の1点目でございます。さきの市長選挙の投票率についての小項目の1点目の投票率の評価についてでございます。今回の市長選挙の投票率は、名寄市全体では80.08%、名寄地区では79.65%、風連地区で82.15%となりました。過去の両市町の投票結果から見まして、今回の選挙は旧名寄市の昭和61年、また平成2年の市長選挙の投票率には及んでおりませんけれども、前回の市議会議員選挙並みでありました。また、また知事選や衆参国政選挙よりも大幅に率は上回っているところでもあります。また一方、風連地区では前2回の町長選挙、町議会議員の選挙のいずれもこれには及んでおりませんが、名寄地区と同様に知事選、衆参国政選挙よりは大きく投票率が上回っている状況でございます。このことから、各種選挙における投票率の推移は、有権者の選挙に関する関心の度合いが大きく影響しているのではないかと考えているところでもあります。

次に、繰り上げ投票にかかわる協議と結果についてのお尋ねがございました。今回の市長選挙で

の各投票所の終了時間につきましては、名寄、風連両地区とも従来の投票時間であります。公職選挙法では、投票開始時間を最大2時間繰り下げ午前9時から、終了時間を最大4時間繰り上げ午後4時までとすることが認められております。道内におきましても15市以上で定めた範囲で繰り上げを実施しております。名寄地区におきましては、平成10年に投票時間がそれまでの午後6時から午後8時までの2時間延長された際に、智恵文地区において地域の方々と協議の上、1時間繰り上げて午後7時までといたしました。あわせて名寄地区の農村部の投票所につきましても地域の方と協議して繰り上げることを選挙管理委員会として確認し、周知期間を置きまして、平成15年の衆議院議員選挙から実施をしております。一方、風連地区におきましても平成15年の統一地方選挙前にまちづくり懇談会等において投票時間の繰り上げについて協議をしております、町民の賛同を得て、15年4月以降はすべての投票所で終了時間を1時間繰り上げて実施をしております。

いずれにいたしましても、関係町内会、行政区、住民の皆さんの同意と賛同を得て、投票時間の繰り上げを実施してきており、有権者の投票の機会にかかわるこの種の事案につきましては、選挙管理委員会のみでの判断では決定できないこと、また繰り上げた時間を変更する場合においてもまた同様であることを御理解いただきたいと存じます。

旧両市町の合併協議におきましても投票所や投票時間については、地域住民の方々と協議する時間的な制約や合併して最初の選挙である市長選挙について変更いたしますと、その選挙の都度に有権者に無用な混乱を与えかねないとの判断から、従来どおりの時間として扱いすることを確認をしていたところでもございます。

以上の経過につきまして、今回の市長選挙の立候補予定者説明会の際に御説明をしたつもりでございます。また、投票所や投票時間の変更は、選挙管理委員会の検討だけではできないこと、周知

期間も含めて時間がかかることを説明させていただいたつもりでございますけれども、当日の事務局の方での説明が不十分であったのかなというふうにも考えているところでございます。

なお、市民への周知につきましては、最も広範な手段である市の広報紙、広報なよろ4月号で全市民に早目に漏れなくお知らせすることが大事であるとの判断から掲載をさせていただいたことあわせて御理解をいただきたいと思っております。

次に、投票率を高める取り組みについてでございます。公職選挙法の改正等によりまして、投票日と同様の形で投票をする期日前投票へと投票しやすい体制づくりに向けて順次制度改正が行われてきております。また、両市町におきましても有権者の方々が気軽に投票できるようにと土足で投票できる投票所や期日前投票所を風連、名寄、智恵文の庁舎、支所に開設するなど、気軽に投票できる体制づくりに努力してきているところでございます。

合併協議におきましても法の許す最大限の範囲で公職選挙公報発行条例、公営ポスター掲示場設置条例、選挙運動費用の公費負担条例など、主に旧名寄市の制度を新市においても継続し、候補者の政見、政策をする機会を保障し、お金のかからない選挙を実現し、立候補する方も投票する方も身近な選挙となるように努力をしてきているところでもございます。また、今回の選挙から名寄地区におきましては、関係者からの要望の強かった老人クラブや市営住宅の付随の公共集会所等も施設管理者、または町内会長など関係者の御協力を得て、個人演説会の会場として使用するなど、有権者の知る権利の拡大にも努めさせていただいたところでもあります。

なお、御質問の趣旨であるどうやって投票率を高めるかにつきましては、何よりも有権者に関心を持っていただくことが重要であると考えております。従前の宣伝活動も限界ではとの御指摘もいただいておりますが、これらにかかわる有効な手段

も見当たりませんが、これらの方法に加えて、名寄に新たに誕生いたしました地域FM局とのタイアップなど、新たな広報手段も視野に入れながら、宣伝活動を強めてまいりたいと考えておりますし、今後も一層投票率の向上につながる方策を研究し、実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きい項目の2番目の（1）番、技能者の確保の取り組みについてをお答えをさせていただきたいと存じます。

建設産業専門団体連合会は、ことし3月、団塊の世代が順次引退するいわゆる2007年問題に関連して、建設技能を次世代に円滑に継承するための人材確保、育成の観点から、実態と課題の調査を行い、報告書を取りまとめいたしました。熟練技能者の継承不全の問題は、この中においては詳細に論じられており、技能者の高齢化、若年技能者の減少、技能レベルの低下が危惧される上位を占めております。全国の企業の中で既に対応の実態も出ておりますけれども、このことにつきましては報道に見ることができます。

技能の継承は、一朝一夕に成り立たない側面があります。長期的なシナリオが求められるものであるというふうに認識しております。景気の動向は、地域間で格差があり、道北地方においては景気好況の兆しは感じられない実態にありますが、こうしたときこそ優秀な技能や労働力確保対策の必要性は御指摘のとおりと認識いたしております。今人材開発センターでは、地域を担う物づくり人材創出事業、この事業につきましては技能ふるさと塾のことを指してございまして、開設をさせていただきました。高校生を中心に物づくり、職業に関する関心を高めてもらう塾として、3回ほど市町村、あるいは技能士会などの連携のもとに体験セミナーを実施してきたところでございます。これらの創出事業を北海道が職業能力開発協会に

委託をいたしまして、当センターを拠点施設として実施されております。このことは、物づくり、人づくりにつながるとともに就業意識醸成を図るものと理解しているところから、今後なお一層関係機関、団体と連携をして、推進をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、（2）番目の名寄市の中小企業振興条例の改正の必要性についてお尋ねでございました。さきに申し上げましたとおり、現下の景気の状態での人材養成や確保は、企業にとっては重大な課題であると認識をいたしてございます。名寄市の中小企業振興条例に基づく人材の養成及び確保につきましては、ほかの中小企業振興施策とともに同施行規則で定め、実施してきているところでございます。当市の規則では、工業技術者研修派遣補助は、主に市外の専門機関への派遣に対して行うものでございまして、また職業訓練促進補助、人材開発センター利用促進事業への補助は運営をする主催者に対して行うものであります。現行制度の中では、人材開発センターが行う認定職業訓練に派遣した事業主に対する補助制度はございません。御指摘のとおり、人材開発センターでは認定職業訓練や受託訓練が用意されております。雇用保険被保険者の受講者も存在いたしますので、企業活動を支える人材の養成と確保に事業主自身がより取り組みやすい施策は、地域の中小企業全体の振興に連動していくものと考えております。今後中小企業振興審議会の御意見等も伺いながら、制度運用の拡大や整備について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、三つ目の人材開発センターの将来像についてお尋ねをいただきました。去る5月24日の人材開発センター運営協会総会にあわせて、10周年記念式が開催をされました。これまでの運営状況と利用者の推移を見てみますと、トータルではどちらとも順調な伸びとなっております。行財政改革による道の事業対象補助の変更や自治体再編に伴う構成数の変更があった中で、特徴といたし

ましては収入面では受託料と事業収入が増加をいたしてございます。支出面では事業費の増と管理費の減で支えており、ここに大きな自助努力の成果を見ることができます。こうした取り組みの成果として、受講者を含む利用者の増加へと連動しているものと分析できます。施設は、今年度から用途指定が解除となりましたけれども、人材開発センターの基本的役割が地域の人材育成であるという立場において、厳しい雇用環境が続く今こそ技能向上や職業訓練を通じた将来の人づくりに向けて今後も幅広く多くの人々により利用されやすい施設機能の拡充を図っていく必要があると考えております。

また、当センター施設は、建設して25年経過しておりますが、10年前に移譲される折施設の点検調査を行い、必要な改善措置が図られました。経過年数に比べて、外観や設備など傷みが少ないと思っております。利用される皆さんが大切に使用されているものであり、引き続き施設の維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きい項目の3、市立総合病院の将来像についてお答えを申し上げます。

(1)、17年度決算見込みと今後の状況についてでございますが、決算見込みにつきましては病院事業収益62億8,835万3,000円、病院事業費用66億7,829万7,000円でございます。差し引き3億8,994万4,000円の赤字が見込まれております。毎月集計している稼働状況総括表から推計しますと、平成16年度の精神科病棟の入院収益は6億9,186万5,000円であるの対しまして17年度は3億5,428万2,000円でございます。比較しますと、3億3,758万3,000円の減となっておりますことから、今年度の赤字の要因は7月から精神科の固定医師が3名から1名になったことで入院収益が前年度

実績を大幅に下回ったことによるものと考えております。平成18年度も引き続き精神科医師が充足されない状況にありますが、これまで以上に収入の増加と経費の抑制を図っての予算編成となったところです。医療収益の増収策としましては、入院、外来における診療の質のアップを図ることがあわせて安心、信頼の医療につながることから、この点について診療部の各医師に一層の協力を要請しているところでございます。また、経費の節減のうち特に人件費につきましては、精神科病棟の縮小に伴い、看護師を一般病棟に配置したことで新規採用者数が例年に比べて少なくなり、人件費比率の減少につながるものと思われまじし、経費の診療材料費などにつきましても対前年度比10%減を目標に節減や業務改善を図ってまいります。

(2)、医師確保、特に精神科病棟の将来についてでございますけれども、さきの東議員の質問にもお答えいたしました。平成18年4月から北海道との人事交流という形で常勤医が1名、旭川医大の非常勤1名、土曜、日曜の当番医は旭川圭泉会病院よりの出張医により診療を行っております。3大学の医局にお願いをしておりますが、少なくとも旭川医大、札幌医大は医師不足により派遣することは難しいということでございます。最近の新聞の報道にもありましたように、過去5年間で札幌市内の精神科クリニックが1.5倍に増加しており、過酷な労働条件の勤務医から楽で収入の多い診療所へかわる医師が増加の一途であります。現在北大に派遣の要請を行っておりますが、厳しい状況にあります。今後の精神科病棟の方向は医師の確保にかかわってまいります。精神科病棟の必要性は強く認識しておりますので、引き続き大学を初め関係機関に派遣の要請をしてまいります。

(3)、市民、近隣市町村と一体となった運動をでございますが、当院においては精神科医師の確保が喫緊の重要課題となっております。現在人

的に余裕のある北海道大学に院長が機会あるごとに医師の派遣要請に出向いておりますが、いまだめどは立っていない状況にあります。昨年4月に精神科医師の確保に向けて和寒以北中川までの自治体で組織されています上川北部地域保健医療対策協議会が北海道や3医科大学に陳情を行っておりますが、今後も引き続き要請運動を展開してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、大項目の4についてお答えいたします。

初めに、教育委員会機構の将来像についてでございます。館長の嘱託化についてであります。旧名寄市においては庁内に行財政改革実施委員会を設置して、組織機構の見直しの取り組みを行ってきたことは御案内のことと思います。この実施委員会では、見直しの基本といたしまして、一つに市町村合併を控えて大幅な機構改革ではなく、電算導入、民間委託の進行状況などを勘案した組織のスリム化を当面の目標とし、職員の配置について見直す、二つに事務事業を見直す中から外部委託を含めた総合的な機構のあり方について議論をすることとし、検討が行われましたが、この議論の中で組織のスリム化という観点からNPOや有償ボランティアを活用した市民参加型の行政、また施設の館長の嘱託化などについても検討された経緯がございます。図書館館長、またことし4月の女性児童センター館長の嘱託化は、このように全庁的に検討された職員配置の中で提案がなされ、教育委員会としても全庁的な組織のスリム化には協力しなければならない、そのような立場から嘱託館長の配置を受け入れております。

所管する施設における今後の嘱託館長の配置につきましては、組織のスリム化とともに施設を利用する市民の利便性に対する配慮、また先行実施されました施設の評価など、市民の声にも耳を傾け、慎重に判断していきたいと、そのように考え

ております。

次に、小学校区の再編についてお答え申し上げます。国立社会保障・人口問題研究所による名寄市の将来人口推計によれば、総人口の減少及び少子化の進行による影響などで、ゼロ歳から14歳の年少人口が平成18年の4,059人から平成32年には3,026人になると推計されており、市街地区の世帯構成、人口分布の変化などから、小学校5校の児童数のバランスが今後も崩れていく可能性が大きくなりつつあると思われれます。こうした状況も考慮し、将来的に安定した学校、学級運営を図り、より質の高い教育効果を保つためには、時代に対応した学級、学年編成の適正規模の基本的な考え方、指針を明確にし、地域の状況や統廃合の効果等を勘案した適正配置計画を持たなければならないと考えております。しかしながら、本年度になりまして学校施設の整備計画に対する国の財政支援措置が大きく変わり、市町村施設整備計画を作成しなければ国の財政支援措置を受けられないこととなりました。校区再編にかかわる問題は、教育委員会としての基本的な考え方、方針をしっかりと確認した上で保護者や学校関係者のみならず、広く市民の意見を聞きながら、さらには新市名寄地区で設置を検討されている地域自治区との関連を勘案、調整しながら、慎重に議論検討を進めなければならないと考えております。

そこで、今後の取り組みですが、新市教育委員会として新名寄市の教育目標、学校教育のあり方などについての基本方針、小中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方を検討、協議し、明確にした上で、市民検討組織については7月末から8月上旬を目途に立ち上げ、第1段階として小中学校の適正規模、適正配置についての基本的な考え方を検討していただき、ことしじゅうを目途に一定の指針、方向をまとめていただこうと考えております。第2段階として、適正規模、適正配置の基本指針に基づき、一つに名寄市街地区の小中学校のあり方、二つに具体的な校区編成の考え方に



ついて検討していただき、平成19年度中には一定の指針、方向をまとめていただこうと考えております。さらに、第3段階といたしまして、小規模校を含めた全市の小中学校の適正配置計画に関する検討が必要であります。これにつきましては今後の検討課題として第1段階、第2段階の進行状況の推移を見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、子供たちの安全確保についてお答え申し上げます。児童生徒の安全確保に関する対策の強化は、昨今の子供たちを取り巻く社会環境などから喫緊の課題であると考えております。お話のありました危機管理マニュアルにつきましては、市内各校におきましても毎年一定の見直しを行ってきておりますが、いつどこで何が起こるかわからない昨今の状況にありましては、さらなる内容の充実とともにマニュアルを活用した訓練などの実施を通した子供たち自身の意識の高まりも求められております。安全マップにつきましてもそれぞれの学校において地域性や学校事情に応じて作成しておりますが、定期的な点検や見直しが求められております。PTAや地域の方々との協力、協働のもと点検、見直しを行うことにより、それぞれの危機管理意識の向上が図られ、地域が一体となった安全対策が一層進展するものと考えております。

危機管理マニュアルと安全マップの見直し時期につきましては、年間を通した学校運営計画とも必然的にリンクしてまいりますので、基本的には単年度ではなく年度末までに点検、見直し作業を行い、新年度当初において改訂版の発行といった年間サイクルで毎年見直しを行ってまいりたいと考えております。御提言のありました安全マップの校区内の全世帯の配布につきましては、各学校との協議のもと、実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、市全体のマップ作成と市内全世帯への配布につきましては、先ほど申し上げたとおり、各

学校がそれぞれの地域、学校事情のもとに創意工夫して作成をしておりますので、いましばらくは全市統一したマップの作成は困難と考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、ブックスタートの取り組みについてでございます。ブックスタートは、平成4年にイギリスのバーミンガムで始められ、乳幼児健診の機会にすべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら、絵本を手渡すという運動でございます。ことしの3月31日現在全国で571市町村、北海道では70市町村、上川管内では5市町がブックスタートに取り組んでおります。名寄図書館では絵本を手渡すというブックスタートは実施しておりませんが、保健センターでは平成14年度に絵本と出会う親子ふれあい事業のモデル事業を立ち上げ、子育て支援センター、保健センター、名寄市本読み聞かせ会、図書館の4者で母子連絡会を設立し、連携をとりながら、心の健やかな発達支援のために乳幼児健診時に赤ちゃんへの読み聞かせや絵本コーナーにおいての読書を実施し、土曜日にはお父さん、お母さん教室も実施しております。図書館ではフォローアップとして平成15年度より赤ちゃん絵本コーナーを開設し、保健センターの赤ちゃん絵本の選書及び配本をしております。平成16年度より子ども図書館まつり、冬のお楽しみ会にゼロ歳から3歳未満の部を独立し、赤ちゃんからの読書の大切さの普及に努めておりましたが、保護者の関心が高くなりまして、ペンギンクラブを開設し、月2回開催しております。

また、保育所や幼稚園では乳幼児への絵本の貸し出しも実施しており、図書館といたしましては今後も各施設に働きかけを行い、図書等の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、名寄岩生誕100年に向けてについてお答えいたします。名寄市の名を全国に広げました名寄岩は、郷土が誇る偉大な力士であり、平成4年には生誕80周年記念事業を行い、式典や子供相撲大会、名寄岩ゆかりの品を集めた展示会など

が開催され、その偉業をたたえてきたところです。現在は、北国博物館に名寄岩コーナーを設けておりますが、昭和20年代に活躍した力士のため、御指摘のとおり市民の意識が薄れてきているところがございます。

社会科副読本の取り扱いにつきましては、学習指導要領による一定の縛りがありますが、ただいまのお話と平成15年第3回定例会での答弁経過も踏まえまして、今次編集委員会の中で議論を深めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、生誕100年に向けての市民意識の高揚を初めとするさまざまな取り組みと子供相撲などへの支援につきましては、相撲協会や関係団体との協議、連携のもと検討を進めてまいりたいと考えております。

また、名寄岩基金につきましては、名寄市基金条例でその目的が生活困窮者に対する援護に要する経費に充てると定められておりますので、現段階ではこれらの事業への活用は難しいのではないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたけれども、答弁を聞いて、再質問は山ほど用意したのですけれども、時間がありませんので、来週のまた予算委員会の方に持ち越したいと思っておりますけれども、確認だけ何点かさせていただきますかと思っております。

まず、投票率の関係でありますけれども、これは本来からいえば選挙管理委員会の方に言うことでありまして、事務的な部分から総務部長に御答弁いただいたのだと思っておりますけれども、3月31日の立候補者説明会で投票時間の繰り上げについては要望があって、検討をするということを明確にあの場で言ったと、そういうことで確認させていただいて、それは結構ですね。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

今佐藤議員から御質問のあったとおり、選挙管理委員会の中でも協議題として検討させていただきますと、このように申しました。ただし、今回の市長選挙に対してということがしっかりと伝わらなかったのかなと。先ほど説明させていただいたように物理的な部分、暫定選挙管理委員会等々の中で決めているということでの御理解をいただきたいということでの答弁でございまして、次期の統一地方選挙にあっては地域からの有権者の声もあるということを受けて、選挙管理委員会としては検討いたしますが、管理委員会としての決定事項ではなくて、地域の皆さんとの協議結果が大事であると、こういうことでございまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それは、残念ですがけれども、詭弁としか受けとめられません。市長選の立候補者説明会で立候補を予定する陣営が質問して、何で次の選挙の話をしていただければいけない。それは、当然ながらその選挙の話をしているわけですから。それは、選挙管理委員でもありません事務局長の立場である部長に言ってもしょうがない部分かもしれませんが、これは選挙管理委員会の中できちっと来年に向けて、本当は市長選のことで言ったのですけれども、ぜひ来年に向けて検討していただきたい点は何点かありますので、これはお持ち帰りいただきたいと思うのですが、一つは4月の広報の中でありました表記の仕方なのですけれども、例えば投票できる方、ここでは平成18年1月15日以前に旧名寄市、旧風連町に転入届を済ませている、これは公職選挙法で認められた居住3カ月以上の有権者ということなのですけれども、その後括弧の中で、ただしこの間に両市町間に移動した場合も含まれますという表現、ただしこの間というのはいつの間な

のかわからないというのが一つ。もう一つは、期日前投票ができるようになりました。これは、非常に有効なことでありますけれども、旧名寄の人は名寄市役所、この庁舎が投票所、旧風連の方は風連庁舎が投票所、智恵文の人は智恵文支所と名寄市役所が投票所と。これは、同じ名寄市であるのなら、やはり例えば買い物途中名寄に来たときに名寄庁舎で投票できるシステムというのをきっちりと選挙管理委員会の中で検討すべきだというふうに思いますので、これもお持ち帰りをいただきたいのと、あともう一点、例えば投票所の関係ですけれども、第1投票所は2区、3区、11区、これは名寄地区の話ですけれども、そしてノースタウン区というふうに入っている。この投票所は名寄小学校体育館ということになっておりますけれども、例えばノースタウン区だと東中学校格技室の方が近い、投票する位置的には近いと。同じようなことが第2投票所でも4区、6区、9区、10区と。ここは商工会館というふうになっておりますけれども、10区からいけば逆に名寄小学校体育館の方が投票所的には近いと、そういうのもきちんと見直しをして、いずれにしても来年統一地方選挙をここにいる皆さんかかわってくるものだと思いますけれども、より投票率を上げるために御検討をいただきたいということで、これは時間の関係もありますので、答弁は要りません。ぜひ御検討をいただきたいと思います。

人材開発の関係はわかりました。ぜひそういうことで、物づくりも大切ですが、やっぱり名寄市の大きな財産になってくるのは人づくりだと思いますので、ぜひそういうことで御検討を続けていただきたいと思います。

病院の関係なのですけれども、特に精神科の関係、午前中の答弁にもありましたように、今もおっしゃっていましたが、今人事交流で1人精神科の医師が来ている。一方、北海道大学に向いていっているけれども、めどが立たないと。人事交流で来ているお医者さんというのはいずれ

帰る状況ですよね。それで、北大の方の出向もめどが立たないという、結果はどういうふうになるのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 先ほどお答えしましたとおりなのでございますけれども、人事交流の先生につきましては、北海道の保健福祉部から1年限りということと言われております。それで、今北海道の精神保健センターに行かれています以前いらっしゃいました鎌田先生、この方は名寄市の職員、現在です。そういった人事交流になっておりまして、鎌田先生についても次年度は道の職員になるということが決まっております。したがって、今現在のところ来年19年度は固定医がいなくなるということでございます。したがって、先ほど申し上げましたとおり、札幌医大、旭川医大につきましては人材不足ということも含めて、過去の経過、札幌医大については過去の経過がございまして、議員も御存じのとおり旭川医大への移管ということで札幌医大が引き揚げたという経緯があります。そんな経緯で、今現在医師が足りないからといって派遣できないというお話で承っております。非常に厳しい状況にありまして、院長が再三北大の方に参りまして、教授の方をお願いをしている状況でございますけれども、何せ入局者が非常に少ないということを含めて、この上で派遣をしていただくことになれば今の派遣先から引き抜いてくるということにもなりまして、各病院、大学との関係含めましてなかなか、はい、わかりましたということにはなっていない状況であります。ただ、医局の人事もまだ始まっておりませんが、始まっていない段階で頻回にお伺いして、お願いをしていくということでございまして、この後も病棟再編の関係も含めてございますので、早期に対応していきたいというふうに思っておりますけれども、今現在では非常に厳しいというのが現状でございます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番(佐藤 靖議員) 今の御答弁を聞くと、それは今のままの状況から推理すると19年度にも病棟閉鎖があり得るといふふうに解釈させてもらってよろしいのかというのと、そのタイムリミット、いつぐらいまでに確保の道がならないとそういう状況に至ってしまうのかというのは病院事務部長はどういうふうにお考えになっていますか。

○議長(田中之繁議員) 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(佐藤健一君) お答えいたします。

今四十数名入院患者がおります。その方がもしも閉鎖になるとすれば他の施設に移動していただくことになるというふうに考えておまして、医局の人事異動も含めて、医局の人事異動は通年であれば10月以降、年内に行われるというのが従前の常でございます。したがって、8月、遅くとも9月ぐらいまでには方向性を見出さなければならぬというふうに考えております。

以上です。

○議長(田中之繁議員) 佐藤議員。

○2番(佐藤 靖議員) 9月というと非常に厳しい時期設定にもなりますけれども、これは病院長のみならず市長も率先されて確保に当たられることをお願いをしておきたいと思っております。

もう時間が余りないので、最後に一つだけお聞きしたいのですが、子供たちの安全管理の部分で、これはどっちかという山内生活福祉部長の関連になると思っておりますけれども、名寄市のホームページに不審者情報というのが掲載されております。これに今載っているのは4月13日の事犯が載っているわけでありまして、その内容を見ると午後1時30分ごろ、同級生2人で下校し、交差点付近で友達と別れ、自宅方向に歩き出したところ、男児の横から突然男があらわれ、首を腕で締めつけるようにして傘を取り上げ、殺すぞとささやいた。男児は男の腕をすり抜けて自宅に駆け込み、難を逃れたというので掲載されています。ところが、同じ内容のことだと思っておりますけれども、

名寄警察署にも声かけマップというのがホームページで公開しております。この中にもリンクをしますと名寄地区で起きた声かけが掲載されていて、同じ4月13日の事犯だと思っておりますけれども、名寄警察署の方は午後1時ごろ、男子小学生が下校途中駆け寄ってきた男にやにわにヘッドロックされた。全然内容が違う。ヘッドロックされたというのは、プロレスですから、首にくっつやる、ちょっとふざけているのかなというぐらいな感じかもしれませんが、片方名寄市に載っているのは殺すぞという、生命にかかわるようなものになっておりますけれども、なぜこのような情報が全く違うような情報の形で出ていくのかというのが一つと、もう一つは名寄市の掲示板にも書かれておりますけれども、市のホームページの不審者情報の4月13日以降何度か不審者を知らせるプリントを子供がもってくると、それは載せていないと。その整理というのはどういうふうに行われているのか。言ってしまうと警察と学校と行政と別々の何か対応をしている、この事犯だけで言えば、感じがするのですけれども、その辺のことについて御答弁をいただきたいと思っております。

○議長(田中之繁議員) 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長(山内 豊君) お答えをいたします。

当市のホームページは、4月以降リニューアルされて、不審者情報というものを載せております。今議員おっしゃるとおり、名寄市のホームページには詳しい情報を掲載させていただいておりますし、また警察の方のホームページの中ではこれより簡略に述べられているということでもあります。この情報の発信元というのは、名寄警察署の生活安全係ということで、当市の生活安全の方にこうした情報が入ってくるということでもあります。この警察の方の情報について、私どもはそれに若干の手を加えますけれども、ほとんど同じ内容で載せているということでありまして、名寄警察署のホームページの方が簡略されているというのは、

かなりホームページの中に前年度の不審者情報も入っておりますけれども、ホームページの使い方といいますか、扱い方によってそういったような違いがあったのではないかなというふうに思います。また、時間の誤差といいますか、これにつきましても1時30分ということで私どもの方に情報が入ってきているということで、警察の方についての時間帯については承知しておりませんが、何かの違いなのかなというふうに思っております。

また、4月13日以降の不審者情報ということでもありますけれども、これについても学校ではそうした事犯という部分の中で父兄にそうした情報を流しているということでもあります。当市の生活安全も警察との中での話の中で、そうした4月13日以降にそうした事犯がないのかということでお聞きしておりますけれども、そういった事犯のことは報告としてあったけれども、それを調査した中ではそれは事実ではなかったと。言ってみれば、子供が狂言といいますか、虚偽といいますか、そういったようなことで事件性がなかったということで、私どもはその3件のものについてはホームページの不審者情報には載せていないという状況であります。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

---

再開 午後 3時15分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業振興センターの運営について外1件を、田中好望議員。

○15番（田中好望議員） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問させていただきます。

旧風連町、旧名寄市が合併後、新名寄市初の定

例会において名寄市の基幹産業である農業、その中でも重要な位置づけの農業振興センターの今後の運営について、またBSE問題等で全国的に食の安全、安心が求められている中、クリーン農業、有機農業の取り組みについてを質問させていただきます。なお、13日からの代表質問、一般質問等の中で私の質問とダブることがあるかと思っておりますけれども、御理解をいただきたいと思っております。

まず、1番目、農業振興センターの運営について、小項目の1点目、運営委員会委員の選任についてでございますが、旧風連町では議会、JA、農業委員会、普及センター、各種生産組織、学識経験者等で構成され、運営等にかかわる点を協議してきたわけでございますが、合併と同時に地域もかなり広範囲になり、今後どのような選任をするのかをお尋ねをいたしたいと思っております。

2点目、センター運営費につきまして、センター運営費にかかわる経費につきましては旧風連町において町が70%、JAが30%、人件費、これは営農指導員の部分でございますけれども、町が50%、JAが50%、このことにつきましては平成3年に振興センターが設立されて以来このスタイルでいっているわけでございますけれども、ことしにつきましてはこのような形でいくという報告も聞いておりますけれども、平成19年、明年度からも負担割合は変わらず行うかをお尋ねをいたしたいと思っております。

3点目、新市になって新たにに取り組む事業につきまして、旧風連町で行っていた主な事業のほか新名寄市として新たにに取り組む事業があればお聞かせを願いたいと思っております。

4点目、3年前に購入いたしました現在隣接しております振興センターの隣接の土地でございますけれども、農業、また農産物の多様化に向けて購入したわけでございますけれども、本年度の利用状況と今後の利用についてお尋ねをいたしたいと思っております。

5点目、センター職員1名増で新たな事業を行

えるかということでございますけれども、合併後先ほど申し上げましたように農家戸数、耕地面積等の増により、振興センターの充実を目指す点からも農家の要望にこれで果たしてこたえられるのかと。人をふやせば済むことではありませんけれども、今後ＪＡ、運営委員会と協議の上、万全を期すと思っておりますが、お考えをお聞きいたしたいと思っております。

続きまして、６点目、担い手、後継者対策でございますけれども、旧風連町で平成３年に農業振興センターが設立し、設立目的の中に担い手、後継者対策に取り組む必要があると明記してございます。また、旧名寄市で計画していた担い手研修センター構想と融合して、新たな取り組みを展開すべきと思っておりますが、お考えをお聞きいたしたいと思っております。

次に、大項目の２番目、食の安全、安心、クリーン農業、有機農業の取り組みについて質問をさせていただきます。クリーン農業、有機農業は、名寄市農業の振興になくはならないものでありますが、現在の加入組織の現況と今後の推進についてお伺いをいたしたいと思っております。

２点目、クリーン農業、有機農業は、特に有機農業は収量の不安定性や労働時間、資材の増加により生産コストが割高のために取り組む農家や生産量が少ない。これをどのような方策で農業者に理解を求めるとお伺いをいたしたいと思っております。

最後に、クリーン農業、有機農業の農産物を地産地消を含め消費者にどのように販路を拡大するかのお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

以上を申し上げまして、この場での質問とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま田中議員から大きな項目で２点にわたりお尋ねがございました。私の方から順次お答えをしてみたいと思っております。

まず、大項目の１番の一つ目でございますが、

新たな運営委員会の委員の詳細についてをお尋ねでございます。新名寄市は、農家戸数が９３５戸、耕地面積が１万４７０ヘクタールで、主な作物として水稻３、２９０ヘクタール、小麦、小豆、バレイショ等の畑作物が２、２３１ヘクタール、カボチャ、アスパラなどの野菜が１、０３１ヘクタール、飼料作物では２、５３６ヘクタールとなっております。これらの作物の生産振興と農業改良、新技術の普及を図る農業拠点施設としての機能が十分発揮できるよう、運営委員会の構成に当たりましてはＪＡ道北なよろ、普及センター、農業委員会などなどの関係機関、団体と、さらには各生産部会のほか北海道指導農業士などの学識経験者も含め、合併による各種農業関係団体を精査し、１５名程度の委員を選考したいと考えておまして、今後運営のパートナーでありますＪＡ道北なよろと十分協議をしてみたいというふうに考えております。

次、人件費、市５０、ＪＡ５０、経費は市が７０、ＪＡ３０でのお尋ねでございますが、今年度の運営経費の負担につきましては、従来の取り決めに基つき、ＪＡ道北なよろと十分協議して対応をしてみたいです。基本的には議員の御質問のとおり、営農指導員２名の人件費は市が５０、ＪＡが５０で、管理事務職員、２名いらっしゃいますけれども、これにつきましては市が１００％、それから土壌分析技師では１名いますけれども、これにつきましてはＪＡ道北なよろが１００％負担となります。また、兼務発令の所長、農業技師の職員は市の負担ということになっております。運営経費につきましては、市が７０％、ＪＡ３０％の負担割合であります。生産物の売払収入などについては同じ割合でＪＡに戻すことといたしてございます。

なお、１９年度以降につきましては、ＪＡ道北なよろなどと十分協議をしてみたいと思っております。御理解をいただきたいと思っております。

次、３番目でございますが、旧風連町で行って

いた主たる事業のほか、新市として新たにに取り組む事業についてのお尋ねでございますが、現在の農業振興センターの主な事業を申し上げますと、一つには土壌分析事業、二つには組織培養事業、三つ目には実証試験展示圃事業、四つ目には営農指導相談事業、五つ目には情報提供事業、六つ目にはアスパラ大苗などの供給事業、七つには体験農業事業という主に7本立てで取り組んでおります。新市といたしまして特に今年度新たにに取り組む事業はございませんけれども、何と云っても新名寄市のエリアを含め、農家戸数、耕地面積がほぼ2倍となることから、振興センターを旧名寄市の農家に十分PRし、土壌分析事業やアスパラ大苗供給事業、さらには営農指導事業などの利用拡大を図りながら、農家経営の安定に貢献できるように努めてまいりたいと考えております。新市として新たにに取り組む事業などにつきましては、今年度策定される農業振興計画の中で十分議論し、計画に基づき取り組んでまいりたいと考えております。

次、四つ目ですが、3年前に購入した土地の利用についてのお尋ねでございます。取得理由といたしましては、試験展示圃などの充実、さらには冬場のハウスの雪投げ場所の確保が目的でございます。また、一般の方が購入した場合には振興センターと隣接することから農薬が飛散したり、騒音などのトラブルが危惧されることから、取得したものでございます。本年度につきましては、スイートコーンの品種比較試験、あるいはマルチ試験、さらには被覆フィルム試験などを実施しております。振興センターの敷地として有効に活用させていただいており、今後とも農業者の要望や議会の御意見を参考に、各試験展示圃としての利用を高めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次、五つ目でございますが、センター職員1名増で新たな事業を行えるのかとのお尋ねでございますが、新たに所長及び農業技師が兼務発令並び

に事務職員1名増員の配置をしたところでございますけれども、兼務の関係もありまして、実態として増員の体制にはなっていないのが現在の状況でございます。振興センターのあり方につきましては、新名寄市農業の実態に合わせて、これまでの事業ベースに取り組みますが、新たにに取り組む事業分などにつきましては、今年度策定される農業農村振興計画策定の過程で十分議論し、計画に基づき推進してまいります。職員の配置につきましては、振興センターの機能と取り組むべき事業を勘案し、JA道北なよと協議し体制を再構築してまいりたいと考えているところでございます。

次、六つ目でございますが、担い手、後継者対策でございます。旧名寄市では、担い手の高齢化、農業後継者不足の実態から、担い手の育成、確保が重要かつ緊急の課題として取り組み、農家子弟はもとよりUターン、新規参入者の受け入れなどを含め、多様な農業担い手の育成に取り組んできた過程の中で、農業後継者や農業研修生及び体験実習生の受け入れのための宿泊研修施設、リハーサル農業施設などの担い手研修センターの構想を立てたものでございます。農業振興センターに担い手研修センター機能を持たせるかどうかにつきましては、今後関係機関、団体など、幅広く協議検討してまいりたいと考えております。

次、大きな項目2番目の一つ目、クリーン農業は名寄市農業の振興になくはないものであるが、加入組織の現況と今後の推進についてのお尋ねでございます。現在までニンジン、ピーマン、トマト、ナガネギ、大根、タマネギ、モチ米、ウルチ米、ソバ、大豆の合わせて10品目、計画面積328ヘクタール、13の生産集団で取り組みが展開されております。これに係る栽培協定締結戸数は、総計で378戸の農業者がイエス・クリーンに取り組んでおります。登録状況は、平成15年が4生産集団、16年が5生産集団、17年においては4生産集団となっており、各生産集団における取り組み戸数も徐々にではありますけれ

ども、増加傾向にあります。また、現在2生産集団から平成18年度登録の要望も上げられております。今後も安全、安心で、高品質な農産物の生産を目標に、JA、農業改良普及センターを中心に関係機関と連携の上、認証作物の拡大を図ってまいりたいと考えております。

二つ目のお尋ねでございますが、収量の不安定性や労働時間、資材の増加により生産コストが割高のため、取り組む農家や生産量が少ないが、これをどのように解消し、生産者に理解を求めていくのかとお尋ねでございます。品目によっては、若干の減収も伴うものがあり、また有機質資材への代替などもありまして、生産コストは慣行栽培と比較し、やや割高になると思っております。生産者もコスト、労力に見合う価格で差別化商品として販売できれば取り組む農家も多くなると思えますけれども、敬遠する農家もいるのも事実だろうというふうに認識をいたしてございます。ただ、時代の流れは確実に安全、安心が消費者、実需者にとって大きな基準になりつつある今日、生産者もでき得る限りの努力はしなければならないものというふうに受けとめております。JAや普及センター、振興センターとタイアップして、クリーン農業の栽培技術の普及を図ると同時に、平成19年度以降の米政策の産地づくり対策などによる施策の中でクリーン農業推進拡大のための支援策を検討してまいりたいと考えております。

最後に、三つ目でございますが、クリーン農業、有機農業の農産物を地産地消を含めて消費者にどのように販路拡大をするかとお尋ねでございます。近年消費者の食の安全、安心の志向に対してクリーン農業や有機農業取り組みが拡大することは、これからの農業のキーワードとなる環境に配慮した環境保全型農業による持続的農業につながると考えております。特に風連地区にはウルチ米が487ヘクタールあり、年間約4万俵が生産されることから、名寄市の住民はもとより北北海道の住民にPRをし、利用していただけるような売

れる米づくりの取り組みが必要と考えております。また、畑作・野菜を含め、クリーン農産物や有機農産物などの生産や販売を拡大するため、取り組む意欲の高い農業者、生産集団に地産地消に向けた生産、販売体制の強化に向け、公共施設での利用や新たにできる道の駅での販売などの取り組みに支援する方策を研究していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 再質問をさせていただきたいと思えます。

新たな運営委員会の委員の詳細について、基本的には旧風連町で行っていたのと変わりはないという認識でよろしいかと思えます。ただし、小耳に挟んだと言うと大変失礼かもしれませんが、いわゆる農業振興対策協議会、これも近々立ち上げるといった中で、その一つの部会としてこの農業振興センター運営委員会を位置づけるというお話をちょっと漏れ聞いたといえますか、その確認になるのですけれども、私はこの振興センターというのは農業振興の拠点であり、やはり独立したそういった形の運営審議会でなければならないというふうに感じております。その辺の答弁をもう一度お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように、独立した運営委員会なのか、それとも以前の農業振興対策協議会の中で位置づけるのかとお尋ねでございますが、このことにつきましては新たに風連と名寄との部分でいろんな農業形態もあるものですから、しかるべき機関に相談をいたしまして、どういう組織が一番望ましいのか、運営するに当たって望ましいのかなども含めて、今後開催されます先ほど言いました15名以内の検討の中で御意見を拝聴しながら、方向づけをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。



○15番(田中好望議員) 私が先ほど申し上げましたことを十分配慮していただきたいと、このように思います。

続きまして、新市として取り組む事業の中に現在行っております事業7点ほどあります。最後の7番目に体験学習、これは旧風連町時代の風連中央小学校の関係だと思っておりますけれども、いわゆる農業者以外の一般市民向けに農業、農村の理解を求めるといことも振興センターの大きな役割ではないかと。やはり先ほどの質問の中にもありましたけれども、食の安全、安心のいわゆるクリーン農業、有機農業につながる農業というものをもっともっと、確かに名寄市民、旧風連町民のいわゆる町場の方々は農業、農村というものはこれはもう7割も8割も理解しております。ですけれども、振興センターの役目というものはやはり全市民を対象にしたものでなければ私はいけないと思っております。そういった観点から今、私もよく勉強はしておりますけれども、ガーデニングですか、そういった一つのブームだということで、家庭菜園等の講習会等を開いて、いわゆる冒頭申し上げました農業、農村を理解していただくといったことも新市として私は取り組むべきと思っておりますけれども、見解をお示しください。

○議長(田中之繁議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 今名寄農業振興センターが農家の方々、農業向けの部分に限らないで、幅広く利用、活用を図ってはというお話だと思います。それで、私どもの方といたしましては、かつてもそうだったのですけれども、家庭菜園、ガーデニングの部分につきましてもかつて、旧風連の部分に限ってお答えをさせていただきたいと思っておりますが、そういった取り組みをさせていただきました。大変好評でしたし、皆さん方町場の方も含めてそういったガーデニング用の苗を買い求めていたという経過もありました。

それから、近年ではアスパラの先ほど言いましたように大苗、これにつきましては旧風連の区域

の方々の農家の方々にはそれぞれ一定程度行き渡ったかなというような印象を持っておりますけれども、それにいたしましてもことしの分につきましては名寄で農業を営まれている方々なども引き合い、お問い合わせ等々足を運んでいただいて、農業振興センターの方に足を運んでいただいて、いろいろ興味を持っていただいたり、実際に買っていただいて、圃場に入れていただいている事例もございます。そんなことからいたしますと、徐々にすそ野が広がってきているのかなというふうに考えていることが一つと、それから今お尋ねありましたように一般向けの分の大苗につきましてもこの6月の中過ぎほどに、既に皆さん方広報の中でごらんいただけたと思うのですが、御注文の方々にはぜひお買い求めくださいというようなことで一般向けにも、数ちょっとはつきりわかりませんが、提供するようなことで今手配をしております。それから、その部分につきましてもpH等々のアスパラに合った圃場をつくるというようなことで、そんなことでのpH測定も一緒にやろうというようなことで考えております。

あわせて、ちょっと長くなりますけれども、非農家の方も農業振興センターの方に足を運んでいただいて、いろんなガーデニングを含めたpHの御相談も寄せていただいておりますから、今後農業振興センターだけでは職員では対応できないと思っておりますから、イベントの開催をする日にち等々も抱き合わせながら、私どもの経済部のスタッフも役割分担をしながら、土日のイベントに持っていきながらお手伝いしながら、広く皆さん方に喜んでいただけるような、農家、非農家に問わずそういったものを提供していきたいというふうな、そんなセンター機能であってほしいというふうに考えて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上、申し上げます。

○議長(田中之繁議員) 田中議員。

○15番(田中好望議員) あってほしいではな

く、やらなければならない。

続きまして、先ほどセンター職員1名増でということ、これ技師ではないといったことで、やはり一つの現場という押さえから、大変これ人事の問題も絡みますけれども、いわゆる経済部長が所長を兼務と。最初機構を見たときに、おや、どうしたのかなと、少し合併協議のときの話とこれ話が違うのではないのかなという印象を持ちました、正直申し上げまして。ということは、これは見解の相違、とらえ方でしょうけれども、兼務というのは、例えば振興センターの所長をやっているほかの兼務ならいい。軽んじているというか、言い方大変乱暴な言い方かもしれませんが、そういうことを、ことし1年間はこれは仕方ないと思いますが、今後そういったことに向けて、これは市長に申し上げるのが筋なのでしょうけれども、そういうことも、これは提言ですから答弁要りませんけれども、そういったこともお考えをいただきたいと。これは、いわゆる技師の問題、先ほど申し上げましたように人が余計おればいいのかという、事が済むということではありませんけれども、そこら辺はいわゆる適材適所ということを十分勘案していただきたいと。基幹産業ということを第一の念頭に置いていただきたいといたことでお願いを、これはお願いということで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、担い手、後継者対策ですけれども、今後関係機関、団体等と幅広く協議をしていくといったことでございますけれども、担い手、後継者対策というのは本当に重要課題でございますし、これは1日や2日でももちろんなるものではございませんけれども、早急に手をつけなければならないと。以前担い手センターという、名寄も立ち上げようということがありました。その機能を入れた事業といいますか、それはぜひ振興センターを核として事業展開を行ってほしいと。再度お考えがないかをお願いをいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今担い手の後継者の部分に触れてお話がございましたけれども、担い手研修センター構想が旧名寄市の中でおありになったというふうに承知いたしてございますが、風連の部分につきましては、御案内のとおり旧風連農業振興センターというのが現存しております。この部分につきましては、基本的には風連のセンター機能と、それから旧名寄で構想を持たれた担い手研修センターとの部分が若干性格が異なっているのかなというふうに思っておりますが、今後に向けてはその部分を果たして現在の名寄市農業振興センターに併設することが望ましいのか、そういったことも含め合わせてこの担い手センターとの併設、あるいはもっとほかの施設を抱き合わせて施設併設がすることがないのか、そんなことも含めてまた検討、研究をしていきたいというふうに考えておりますし、あわせてこのことにつきましては当然のごとく農業振興計画の中にも論じられるテーマというふうに承知をいたしてございますから、その中でも多くの御意見をいただきながら、誤りのないような方向づけをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 続きまして、クリーン農業の有機農業の取り組みについて2点ほど再質問させていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、クリーン農業の取り組みにつきましては、新名寄農業の切り札的な取り組みであります。平成17年度に道が行いました道民意識調査の結果、84%の道民がクリーン農業、農産物の生産拡大を望んでいると結論が出ております。そういったことから、食の安全、安心が叫ばれている中、農薬散布量の少ないこの地域として、さらにクリーン農業、有機農業の振興をすべきで、行政はその旗振り役になるべきと考えますけれども、その辺はどのように認識をされておりますか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどお話をさせてもらいましたように、クリーン農業に取り組んでいる件数につきましては15年度が四つということでお話をさせてもらいましたけれども、ことしにつきましては18年度は2生産集団の方からのいわゆる登録の要望が上げられております。このことが私感じるところによりますと、こういったことをすそ野を広げていくと、生産集団を育成していく、広げていくというのがクリーン農業に対する取り組みの有効手段かなというふうに考えておりますが、あわせて生産組織だけでなくして消費者にも、クリーン農業についての受けとめる側の消費者にもきちっとしたPRをする必要があるのではないかなというふうに考えておりますから、できればそういった催し物等、イベント等を通じながら、クリーン農業についてのPR等々もしていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、行政がどうのこうのということには具体的にならない、今旗振りはというようなことなのですけれども、これは行政の部分につきましては私どもの方で新名寄市がクリーン農業に取り組んでいますよというようなことを前面に出てやるのが私どもの役割かなというふうに受けとめておりますから、ぜひそんなことでは行政が旗振り役になって、クリーン農業の普及に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） ぜひ我々といいますか、クリーン農業に取り組む生産者ともども一緒にやっていただきたいと、このようにお願いいたします。

続きまして、地産地消の関係ですけれども、既に名寄給食センターは2年前から風連のウルチ米は取引をされております。さらに、地産地消を含めて公共施設の病院等々に利用拡大を図るべきと思いますけれども、その点はどうですか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 地産地消につきましては、過般上川支庁の方で会合がございましたし、それから私どもの方のこの上川北部の沿線の自治体の方々に集まっていただいて、上川支庁の方からもお話をされておりましたけれども、それから過般上川支庁で開催された会議にも行ってまいりましたけれども、地産地消が、地域が伸びていくためにはきちっとしたそこでとれた安全なクリーンな安心な食べ物をそこでやっぱり具体的に食べるというようなことを位置づけないとだめだというようなお話を拝聴させていただきました。ぜひそんなことでは、私どもの方で今各公共施設、特別養護老人ホーム、学校はもちろん学校給食センター等々そういった施設はもちろんのことでございますが、先ほどお話ありましたように風連の方では4万俵ほどウルチが生産されるものですから、それらについては栽培米も含めて今後は地産地消に向けてより一層取り組みをしていかなければならないというふうに受けとめておりますから、機会あるごとにやっぱり皆さんに訴えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 2点ほど、大変失礼かと思いますが、市長に見解を聞きたいと、そのように思います。

まず、第1点目、振興センターの位置づけとして、10年後、15年後に合併再編の波が来ると思うところであります。道は上川4地区とする案を出しておりますけれども、私は以前首長間で話題になった天塩川流域構想が浮上する可能性があると考えております。塩狩峠以北、和寒から中川まで、大きく分けて士別地区、名寄地区であります。その中心部が名寄市風連町であります。農業、農村の振興を推進する重要な役割を果たす農業振興センターの充実を今のうちから整備すべきと考えます。

また、道立普及センターについても規模縮小を

余儀なくされており、名寄も支所ということでございます。近い将来、士別、美深にもセンターはありますけれども、恐らく一本化されることが予想されます。地の利を生かし、普及センターをも巻き込み、大局な見地で天塩川流域の農業、農村のことは名寄市風連町で指導的な役割を果たすように願うものでございます。このことについて市長の見解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 新市になりまして、農業のウエートが一層高まったわけでございまして、御指摘のように農業振興センターの今まで取り組んできた上に立って、もっと内容も含めて、林議員にもお答えをさせていただいておりますけれども、充実を図っていかねばならないと、このように感じております。特にこれからの上川北部全域ということも含めての言及でございました。現在北海道の組織であります普及センターが統合の傾向、御指摘のとおりでございまして、私はやはりこの農業振興センター、今までと同じように農業者の組織でありますJAと、そして専門的な指導機関であります普及センター、そして行政のそれぞれの情熱をそこに注ぎ込むことによって地域農業の振興が図られると、こんなふうに思っております。行政だけ頑張るといって状況が起きないように、しっかりとした組織化についても取り組んでまいりたいと、このように思っております。

やはり近年は、産地間競争というのがありますが、単独の自治体で対応することにやはり消費者は、ルートとしてはそういう販売ルートというのはもちろんありますけれども、一定の何々地方産といえますか、ブランドというものを確立をしていく必要があるのではないかと。モチ米等につきましても、旧名寄農協、旧風連農協という時代ではもうなくなってきております。まさに新名寄市のブランドで、それぞれの実需者にお届けをすると、こういうことになると、生産の質の面も統一を図らねばならないと、こういう課題がある

わけでございます。こういうことがこの農業振興センターの中でしっかりと協議をされて、立証されて、発展をすると、こういうことが望まれていると、このように実感をしております。私は、名寄市が風連地区の現在の振興センターを核にして、畑作、水稲を中心にしてそういう役割は十二分に果たし得る条件が備わっていると、こういうことで、これから中長期的な計画も含めて、この振興センターの運営等について意見を求めながら、位置づけをしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 最後になりますけれども、もう一点市長に見解を求めたいと思います。

クリーン農業、有機農業の取り組みについてでございますけれども、私はこの名寄盆地に与えられた使命と思うところであります。寒暖の差があり、四季の移り変わりが肌で感じられ、半年間雪の下で養分を蓄え、春には良質な生産物を生産でき得る準備をして、土が顔を出します。クリーン農業、有機農業に取り組むのにはこれ以上の好条件はありません。道もクリーン農業、有機農業の取り組みに本腰を入れております。ぜひこの北の大地名寄からの発信をして、食の安全、安心を道内は無論のこと全国に発信すべきと思っております。その役割を市長がトップセールスとしてのお考え、この見解をお聞きをいたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 旧名寄市の取り組みにおきましてもやはり自然が与えてくれている条件、夏の昼と夜の温度差、あるいは冬と夏の気象の差と、こういうものが病虫害の発生を抑え、しかも味も含めて糖度が高い野菜や果実がとれると。このことを売りにして、それぞれの今までの農協が合併する以前の段階ではこの野菜の販売についてロットをまとめる道北青果連という取り組みがあったわけでございます。これらにつきましても、この自然がもたらす条件にもう一つ農業者の努力

も加えて、消費者が求める、先ほどの経済部長の答弁等もありましたけれども、やはり消費者は安全、安心なものを求めると。ただ、消費者に対するPRもしなければならぬのは、ただ求められるだけでは農業者が辛抱し切れないと。やはり持続的にその営みを継続できるような消費者の理解のもとに買い求めてもらうようなことをしっかりやらねばならないと、こんなふうに思っているところでございます。

旧名寄市内には自然農法を中心にして取り組んでいる試験場といえますか、もう30年の歴史がございます。私は、このところの取り組みに経済部長の時代からかわりを持っておりまして、大変苦勞しておりますけれども、道内はもとより全国的にそうした自然食を好むと申しましょうか、国民が実態としているわけでございます。そういう流通のルートもお伺いしておりまして、私はこれからの生き残り、農業の地域特性を生かしたこうした情報発信ということには農業者と一丸となって取り組む必要があると。特にクリーン農業で多くの生産組織が取り組んでいるわけですから、これをいかに有利販売に結びつけるかと、このことについてはJAの皆さんと共同作戦を練って取り組んでいく必要があるのではないかと、このように思っております。

東京なよろ会の協力をいただいて、もう十数年渋谷のデパートの催事場でアスパラを6月に販売をしております。大変人が多く出入りする催事場でございますが、私もたまたまその時期に全国市長会等がありまして立ち寄っておりますが、食べてみて初めて名寄産のアスパラを評価をいただくと。大きなデパートに垂れ幕を下げていただいて、PRに努めているわけですが、やはりお話を聞くだけではなかなか評価に今は結びつかないと。実際に食して、初めてこのクリーン農業のよさ、あるいはこの名寄盆地でとれる農畜産物の評価というのが高まるものと、こんなふう思っております。それだけに機会をとらえて、情報発信にもこ

れからも努めていきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 大変心強い所見をいただきました。

最後に一言、産、学、官挙げて、基幹産業の農業を守り、また振興するためにこの産、学、官が力を合わせてやるのが一番ベストということで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦勞さまでした。

---

散会 午後 3時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

副 議 長 堀 江 英 一

署名議員 駒 津 喜 一

署名議員 齊 藤 晃